

令和 8 年第 2 回
笠間市議会定例会会議録 第 3 号

令和 8 年 6 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議 長	22 番	畑 岡 洋 二 君
副 議 長	9 番	田 村 幸 子 君
	1 番	長 沼 恵 君
	2 番	長谷川 愛 子 君
	3 番	酒 井 正 輝 君
	4 番	河原井 信 之 君
	5 番	鈴 木 宏 治 君
	6 番	川 村 和 夫 君
	7 番	坂 本 奈央子 君
	8 番	安 見 貴 志 君
	10 番	益 子 康 子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	飯 田 正 憲 君
	16 番	西 山 猛 君
	17 番	石 松 俊 雄 君
	18 番	大 貫 千 尋 君
	19 番	大 関 久 義 君
	20 番	小 藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

11 番 林 田 美代子 君

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	北 野 高 史 君
教 育	長	小 沼 公 道 君

市長公室長	小里貴樹君
政策企画部長	森望君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	成田崇君
保健福祉部長	深澤充君
こども部長	根本由美君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	山内一正君
岩間支所長	高久和一君
企画政策課長	井坂亜紀子君
企画政策課長補佐	小室正君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	池田文徳君
資源循環課長補佐	友部光治君
資源循環推進室長	安齋岳美君
こども政策課長	宮本隆君
こども政策課長補佐	岡部隆君
統括支援員	高瀬修一君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
観光課長	菊地恵一君
観光課長補佐	藤井伸広君
建設課長	川松信一君
建設課長補佐	佐山和代君
特定事業整備推進室長	藤田由美子君
下水道課長	大嶋信二君
下水道課長補佐	中村哲也君
学務課長	仁平秀明君
学務課長補佐	角田康博君

指 導 室 長	植 松 雄 一 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君
文 化 振 興 室 長	竹 江 美 佐 夫 君
笠 間 公 民 館 長	小 谷 淳 一 君
笠間公民館副館長	横 田 繁 稔 君
友 部 公 民 館 長	西 山 浩 太 君
岩 間 公 民 館 長	小松崎 慎 治 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 井 謙
議 会 事 務 局 次 長	小松崎 守
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 3 号

令和8年6月11日（木曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、11番林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局

職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、17番石松俊雄君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問の内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、13番村上寿之君の発言を許可いたします。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答で質問します。

それでは、大項目1、笠間市の公民館（笠間・友部・岩間）運営について、質問します。

公民館の運営審議会は何のために設置されていますか、質問します。

小項目①、運営審議会について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

公民館運営審議会につきましては、社会教育法第29条第1項の規定に基づき設置しておりまして、同条第2項では公民館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画実

施につき調査審議するものとされていることから、笠間市公民館審議会の会議では、公民館事務局が説明する年度ごとの事業計画や事業実績について、審議委員の皆様から意見や提案を受けながら審議いただいているところでございます。

○13番（村上寿之君） 審議委員の構成はどのようになっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 審議会は、校長会や青少年相談員、文化協会、子ども会育成連合会の代表者など学校教育や社会教育関係者のほか、学識経験者などで構成され、現在の委員数は8名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 審議会の意見によって実際に変更された事業や制度はありますか。イエスかノーでお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） はい、ございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 審議会から出された意見や提言のうち、実際に採用されたものをお聞きしたい。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 令和2年度に公民館から地区公民館の在り方についての諮問を受けまして4回開催された審議会の審議によりまして、笠間地区の12館を地域交流センターへの移管が望ましい旨の答申が提出されました。実際にこの12の地区公民館が、地区交流センターへと用途変更となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 審議会は市民の多様な意見を聞く場なのですか。それとも、市の説明を聞くだけの場なのか、お聞きしたい。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） これまで答弁させていただいたとおり、館長の諮問に応じまして、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものでございまして、市の説明を聞くだけの場ではございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） よかったです。市の一方的な運営になっては困っちゃいますので、しっかり審議会の皆さんと貴重な意見を出し合いながら、公民館の運営を頑張っているだけだと思います。

次に、審議会は、年何回開催されていますか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 審議会は、年に何回開催されているでしょうかという御

質問でございます。

通常の年度におきましては、各年度の事業計画や事業実績など各種事業の報告、企画などを審議する場として、年1回開催しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 年1回で大丈夫ですか。足りますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） こちら年1回、審議会は年1回でございますが、市民ニーズの把握という点で答弁させていただきますと、市民ニーズの把握につきましては、審議会の場もちろん大切ではございますが、公民館には審議会構成団体を含め多くの利用者が日々来館しまして、様々な御意見をいただいているところでございます。公民館としては、このことが市民ニーズの把握の機会と捉えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、審議会があることで、公民館がよくなったと市民に胸を張って言える成果はございますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 胸を張ってまで言える成果はございませんが、審議会の内容につきましてはホームページで公開しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、せっかく仕事しているのですから、胸を張って言えるようなことができるような取組もしていただきたいというのが希望であります。なかなか、いろいろな方たちの意見もあるので難しいと思いますけれども、是非そのようなこともできるよう頑張っていただければいいなというふうに思います。

以上で小項目①を終わりにし、小項目②に入ります。

笠間・友部・岩間各公民館の年代別利用状況は、どのようになっていますか。質問します。

小項目②、公民館の利用状況についてお伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公民館の利用状況についてでございますが、社会教育や生涯学習など自主的な学習や文化、スポーツ活動など月1回以上継続的に利用する定期利用団体を中心に、市民を対象とした会議、説明会の開催などに利用する一般団体及び公共団体に利用されている状況でございます。

令和7年度の利用件数と利用人数でございますが、笠間・友部・岩間3館合計で、件数としまして7,916件、利用人数でございますが12万8,011人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 公民館の目的をお聞きします。

公民館事業の目的です。失礼しました。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公民館事業の目的でございますが、公民館は、笠間市の住民など利用者のために、社会教育法第20条で、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、情操の純化というのは豊かな感性を養い、より質のよい人間関係を形成していくものでございますが、この情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと規定されております。

本市公民館は、この目的達成のため公民館で実施する具体的な事業としまして、定期講座の開催や講習会、講演会、展示会を開催するほか、体育レクリエーションなどの活動の場として利用されているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 公民館は誰が利用して価値が生まれる施設とお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 公民館は誰が利用して価値が生まれる施設ですかという御質問でございます。

たくさんの住民の方が利用することにより、その価値が生まれる施設であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、公民館運営は誰のために行っておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 公民館運営は誰のために行っているのですかという御質問でございます。

全ての利用者のために運営しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、平成28年の笠間市教育振興計画策定のためのアンケート調査で公民館を利用する、「よく利用する」「たまに利用する」の合計が全体の3割程度となっています。私は、もっと多くの利用者に公民館を利用していただきたいと思っております。

公民館は、このようなアンケートから出た数字をどのように捉えておりますか。また、最新のデータがあれば最新のデータを基にでもいいのですけれども、平成28年は結構ちょっと古いデータなので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員のおっしゃる数字でございますが、議員おっしゃるとおり、第1期の教育基本振興計画策定のために行ったアンケートでございます。令和4年に

第2期の計画を策定する際は、同じような質問は残念ながらしておりませんので、データについてはございません。

その上で、公民館でございますが、社会教育法に基づきまして、住民のグループや文化的な団体活動の場であるとされておりますので、主に団体利用であるため、利用する市民の割合が少ないのかなと考えているところでございます。また、年齢別で見ますと、やはり年齢の高い方ほど利用する傾向にございますので、今後若い年代にも利用していただくことも課題ではないかと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間・友部・岩間各公民館の利用者が、毎年利用している固定利用者の割合をお聞きしたい。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 定期利用団体の割合でございます。

笠間公民館が32.9%、友部公民館が68.1%、岩間公民館が67.2%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そうしますと、やっぱり固定利用者が多いという数字が現れるのですけれども、そういう固定利用者が多い関係で、新規利用者が入りにくくなっているようなことはありませんか。新規利用者が入りにくくなっていることをお聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 新規利用者でございますが、入りにくいということにはなってございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、部屋の予約が偏るようなことはありませんか。固定利用者が多ければ、当然固定利用者なんていうのは一つの部屋に、やっぱり一番いい部屋に入りたいということで、入りたい、その部屋に入りたい要望だっしてくると思うのですけれども、そのようなことなんていうのはどのように対応していますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） もちろん、利用しやすい、何ていうのですかね、その施設の規模、部屋の規模をなどもございますので、もちろん偏りが生まれることもございます。ただ、そこは団体同士などで調整していただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では今のような話から、笠間・友部・岩間各公民館の新規利用者はどのようになっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 新規利用者の数ということでございますが、笠間市立公民館の令和7年度の実績でございます。笠間公民館32団体、友部公民館38団体、岩間公民

館7団体となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 新規利用者を増やす目的はお持ちですか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 新規利用者を増やす目標値ということですが、第2期教育振興基本計画において、令和8年度年間利用者数15万3,000人という目標値がございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 目標は達成していますか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 令和7年度現在では、達成しておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 達成させるための努力はしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 達成するように、講座、新規講座のアイデアとか絞って利用していただく、地域団体等に利用していただくということで、新たなまた新規利用者の獲得とか、そういったことについて課題を持ちながら運営しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なかなか厳しい話で申し訳ないですけども、大変だと思いますけども、新規利用者が獲得できるように頑張っていたきたいと思います。

では、笠間・友部・岩間各公民館の部屋別の稼働率はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 稼働率ということでございますが、稼働率が高い部屋として、笠間公民館は大ホール、友部公民館は集会室、岩間公民館が大会議室となっておりまして、約80%前後となっております。

また、稼働率が低い部屋として3館共通しておりまして、調理室が30%未満となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、年間を通じて利用率の低い部屋について、何か改善策はお持ちになっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 調理室の利用率改善としまして、本年度、笠間公民館では、かさま子ども大学におきまして、お菓子づくりの講座を開設するなどの改善を図っております。また、友部・岩間の公民館におきましても、利用団体などから利活用案の御意見な

ど伺いながら、利活用をこれから図っていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ちょうど今、調理室の話が出たので、社会福祉協議会は笠間公民館の調理室を使っているというふうなお話をしているのですけれども、結局配食か何かをやる関係ですかね。そのような団体が調理室を使いたいなというふうな要望なんていうのは、ほかにはないのですか。社会福祉協議会とか、ほかにはそういうことで調理室をもっといっぱい利用させるような考え方なんていうのは持てないものですかね。どうですかね。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 岩間公民館において、社協のほうから一応そういう話があったということは聞いているのですが、今ちょっと調整をしているような。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 社会福祉協議会は調理室を結構利用しているという話聞くんですけども、その辺はどうなのですか。結構利用しています。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 現在、社会福祉協議会は、岩間地区においては地域交流センターあたごのほうを利用して対応しているみたいです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 笠間公民館の調理室は。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 笠間公民館は利用しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 利用しているんですね。

では、利用率の低い部屋について、維持管理費がどのくらいになっているのか調査はしたことがありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 維持管理費でございますが、水道光熱費のほか日常清掃や床清掃、こちらにつきましては、公民館全体で支払いを行っております。また、業務委託に関しても全体で委託している関係でございますので、調理室のみの維持管理費をどの程度か把握するのは困難かなと考えます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なぜこんな質問をしたかというのと、この部屋は年間幾らかかりますか、年間何人の利用者がいるんですかというふうなことを聞いて、部屋の費用対効果の検証ができると思うのですよ。例えば、この部屋は年間幾らかかっている電気代、ガス代だのいろいろあるじゃないですか。この部屋は年間何人使っているというふうなことを

知れば、その費用対効果が検証でき、今後の在り方をより明確にできると思うんです。

そうすると、利用する部屋が必要であれば、当然そのまま使っていってもいいし、必要でなければ、違うことに改善することというのを考えてみたらどうかということをやっとお聞きしたいのですけれども、その辺どのように思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 3館にある調理室でございますが、ある意味特殊な活動ができる部屋でございますので、利用率が低いとは申し上げましたが、やはり特殊性から必要であると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それで調理室ばかりではなく、いろいろな部屋があると思うんですよ。いろいろな部屋に対して利用率が低いところは、ほかにはないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 特に際立って低いところはないというところです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、役所がしっかりみんなに使ってくれという周知をしっかりとしているんですね。だから、際立って低いところがないということによろしいんですね。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） そうでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

では、このようなことを調査研究して、利用率の低い部屋が少しでも少なくなるような努力をしていただきたいが、よろしくお願いしたいと思います。

では、もし笠間市の公民館があしたから全て閉館になってしまったといった場合、市民生活にどのような影響が発生しますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公民館が閉鎖された場合でございますが、地域の学びや集い、それから地域の住民同士を結ぶといった活動の拠点が失われますので、住民の交流減少や生涯学習の機会の損失などに影響が出ると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私はこういうことを考えてるんですよ。高齢者の生きる力がなくなっちゃうと思うんです。まず、公民館が閉鎖されちゃったのでは、結果として孤立しちゃう年寄りや健康悪化につながったりして、ただでさえお医者さんの数が少ない中、医者に通うようなことがあるので、公民館運営をぜひ正常に行っていただければいいなということなのですよ。ぜひ、公民館が閉鎖されるようなことがないでしょうけれども、そのようなことがないよう、しっかり公民館運営していただければいいなというふうに思って

います。

公民館の価値は建物の維持ではなく、市民の利用によって生まれるものと思っています。笠間市は利用者を増やすことと施設を維持すること、どちらを重視して運営をしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 利用者に快く利用いただくためには、施設の維持管理も必要ではございますが、その施設をいかに利用していただくのが最も重要と考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、現在の運営に危機感はありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在のところ危機感はありませんが、常に課題を持って運営に取り組んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、公民館は市民に利用されて、価値が生まれます。現在の利用状況を踏まえ、市は市民から利用される公民館に変革していただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

以上で小項目②を終わりにしまして、小項目③に入ります。

公民館の利用促進を挙げていますが、市はこれまで若者を対象に利用実態やニーズ調査を実施したことはありますか。質問します。

小項目③、若者の利用向上について伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 若者の利用向上につきましては、公民館の課題の一つと捉えておりますが、公民館の講座事業としまして、小学校4年生から6年生を対象としたかさま子ども大学を令和元年から開催しまして、空と雲のふしぎや化石はたのしいなどの講座により、学校の授業とは違う子どもたちの好奇心を啓発する事業を、年間を通して開催しております。このほか、今年度は、かさま志民大学において若者の利用向上を図るため、若者をターゲットとしたヒップホップダンス講座を初めて開催する予定でございます。

なお、ウェルネス高等学校や笠間高等学校、笠間中学校など学校単位での演奏会や発表会の利用のほか、いなだこども園やこじか幼稚園の発表会での利用もあるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なかなかそうやって若い人の利用が、最近そういうふうが増えてきたということはいいことかなというふうに思っています。

では、笠間市教育委員会、笠間市教育振興計画策定のためのアンケート、さっきのもの

ですね、この調査で18歳から29歳の若者が「公民館を利用しない」というのが100%になっていますね。このような数字をどのように捉えていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員がおっしゃられる数字でございますが、議員おっしゃられるとおり、平成28年度に策定した第1期笠間市教育振興基本計画のために実施したアンケートの結果と認識しております。

しかしながら、最近の利用状況からしますと、特に友部公民館体育室などは、若者に利用されている状況でございます。しかしながら、公民館の会議室などは、原則団体利用を行っていることから、若者が多く集まる団体も少ないということで、会議室の若者の利用は少ない状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、若者に選ばれる公民館にするためには、どうしたらいいですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 若者に選ばれる公民館でございますが、やはり若者の意見を取り入れていくということが一つ考えられます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） もうそのとおりで、若者の利用が少なければ、若者に企画や運営を任せる仕組みをつくることも考えてみてはどうでしょうか。今の部長の答弁と似たようなことですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員御提案のいきなり企画運営というのは難しい部分もあるかなと考えますので、まずはホームページなどによりまして若者から意見を頂く仕組みなど、こちらは必要と考えますので、その手法について今後協議してまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） やはり、若者でなくちゃ分からない考えがあると思うんですよ。そういう若者の意見というのをいっぱい吸収できる場所というのが、やっぱり必要なのかなと思いますよね。特に若者の利用が少ない、当然団体が少ないといえば当然それまでのんでしょうけれども、やっぱり学生生活していたり、学校行ったり、会社に行ったりしたら、若者の利用は当然少なくなると思うので、そういう中でも若者の意見は必要だと思うんですよ。ぜひ、そういうことも取り入れながら、運営に力を入れていただければいいなというふうに思います。

では、さっきアーバンスポーツの話、ダンスなんて出ましたけれども、友部公民館には体育館が併用されています。笠間市でも推奨されている若者に人気のアーバンスポーツを、友部公民館併設の体育館で積極的に活動できるよう、館長にお願いしたい。公民館の利用

向上につながると思うが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 友部公民館の体育室でございますが、定期団体利用などを含めると、昨年度年間で約1万1,000人に利用いただいております。また、このうち日曜日と祝日は午前9時から午後5時まで一般開放を実施しておりまして、この利用者はそのほとんどが多くの方でございまして、

先ほど提案のありました、アーバンスポーツの活動、例えば主に室内で行うブレイキンなどが想定されますが、こちらの活動でございます、利用希望がある場合は、ぜひ積極的に友部公民館にお問合せいただきたいと思いますと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、利用希望ではなく、若者が使っていただきたいという施設をつくっていただきたい。そのためにあんな立派な体育館があるので、もうせっかく笠間市は今人気のアーバンスポーツを推奨しているわけですから、友部公民館なんて雨降っても使えるし、もう理想的ではないですか。

ぜひ、若者に選んでもらえる公民館をつくっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 先ほど申した、ホームページで若者の意見を取り入れるなどして、なるべく若者に使っていただくような方向で運営していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目③終わりにして、小項目④に入ります。

公民館の開館時間を確認します。

質問します。小項目④、開館時間についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 開館時間についてでございますが、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則によりまして、開館時間は午前9時となっております。

なお、一例ではございますが、大型イベントの開催のため当日の事前準備に相当な時間を、こちらを要する場合などにつきましては事前相談をしていただくことが必須となりますが、館長の判断によりまして、開館時間を変更できるということになっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 公民館は午前9時開館ですが、開館前に利用したいという要望があった場合にはどのような対応を取っていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 対応につきましては、3館ともに事前の相談、こちら必須としておりますが、事前相談を受けた場合は対応してございます。また、当日急な場合でござ

ございますが、開館の必要性や状況を適切に判断した上で、必要に応じて対応しております。

また、事前相談の際、当日の朝の準備に相当な時間がかかる場合は、利用者の御都合、あと会場の予約状況などにもよりますが、前日に準備していただく提案などにより、対応する場合もございます。なお、当日の急な時間外開館への要望がある場合もございます。こちらにつきましては、現場の状況や緊急性、こちらについても十分な協議をさせていただいた上で、必要に応じまして開館の可否の判断をさせていただいています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、開館前に利用を希望する利用者に対して、使用に当たっての協議は万全に行われているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 開館前に利用する希望する団体と、利用するための希望する理由とかそういったものをお聞きしまして、万全に協議をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 一方に断るようなことはありませんよね。一方的に断るようなことはありませんよね。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 必要に応じてということで、一方的に断ることはございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 開館前に利用したいという要望件数は、ここ3年間で何件ぐらいありましたか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間公民館長小谷淳一君。

○笠間公民館長（小谷淳一君） 開館前に利用したいという要望件数でございますが、3年間の件数を公民館毎にお答えいたします。

笠間公民館は、事前に相談を受けた件数は約30件、当日対応した件数は約10件になります。友部公民館は、事前に相談によるものが約36件、当日対応が9件でございます。岩間公民館は、事前相談によるものが約9件、当日対応した件数はございません、ゼロ件でございます。

事前相談を受けた事例としましては、大型イベントなどの当日の事前準備に時間を要するものが主なものでございまして、また当日対応した事例としましては、雨や猛暑のほか、9時集合のはずが開館前に大勢の方が集合してしまった突発的な理由なものが主なものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、現在の開館時間9時は、いつ、どのような根拠で決めら

れましたか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 9時開館でございますが、社会教育法の規定に基づきまして、公民館の設置及び運営に関する基準第7条第2項により、公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るように努めるものとされております。

このことから、笠間市合併時におきまして地域実情を勘案し市民の利用しやすい時間帯として、午前9時と定められているところでございます。

なお、周辺自治体におきましても、石岡市や小美玉市などの公民館においても午前9時の開館となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、公民館は本当に市民のための建物になっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 笠間市民を含む利用者のための施設でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私はこういう話を聞いたのですけれども、友部公民館は朝早くから電気がついているときがあると、市民からの相談があった。友部公民館は、ほかの公民館より忙しいのですか、友部公民館は。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そのような認識はございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 友部公民館が朝早く電球がついているということの認識はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） その情報は伺ったことがございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、そのような情報が私のところにあったんですよ。よっぽど友部公民館は忙しいのかなというふうに思ったのですけれども、ぜひ頭に入れといていただければいいなというふうに思います。

次ですよ。複数の団体が開館前の利用を断られたと聞きます。条例では、館長判断で開館前の利用を変更することができるとなっている。

なぜ、開館前の利用を断るのか、理由をお聞きしたい。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 断るということではございませんでして、公民館は規則により9時開館と定められていることを、先ほど申したように説明させていただいているとこ

ろでございます。また、さらに必要がある場合には、開館時間を事前協議により変更することもあるというようなことも、相談いただいた中で協議しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 館長判断で、結局公民館の開館時間を9時前、8時半から開けられるわけですね。8時半から、8時半が就業時間ですね。8時半に公民館の職員がいます。

9時に結局開館するのですけれども、結局事前にこういうイベントがあるので9時前に開けてほしいという相談も当然しますけれども、そのような相談を結局断られちゃった団体があるんですよ。そういう団体があるという事実は、御存じですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） その相談をいただいた内容によって、公民館のほうで判断したものかなと捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 当然そうですね、公民館で判断、館長が判断するものですから。ただ、外に何十人、100人近い人が待っていて、それで開館が9時ですよということであれば、それは市民は何でそんなもうちょい早く開けてくれたっていいんじゃないですかというようなやっぱり考えになると思うのですけれども、そのような市民を外で待たせることに對して全く違和感はないのか、その辺を私は知りたいんですよ。

今、館長の判断があれば、館長が判断して開館して、開けても構わないよということであれば、100人も外で待たせなくても、私は中に開けて入ってもらってもいいのかなと思うのですけれども、そのようなことはどう思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員のおっしゃる、開館前に大勢の方が集まってしまったと。ここから私の想像ではございますが、その団体の責任者におきましては、9時開館だから9時までに集まってくださいというようなお願いをしていたのかなと私は思っているのですが、それにもかかわらず早く来て集まってしまった、そういうことであれば、もちろん館長判断で、その場は体育室を開けるといった判断が必要ではなかったかなというふうに考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以後ですよ、いろいろなパターンが想定されると思うんですよ。例えば、今言ったように、外に100人近い人が待っているなといった場合には館長判断で必要に応じて開けられるということがあるのですから、その辺臨機応変にもうちょっと考えていただいてもいいのかなと思うんですよ。市民は、開けてもらえないって何か寂しいよねということを言っていましたよ。

そういう市民、結局何回も私聞きましたよね。住民のため、市民のために公民館運営し

ているんだと言いながら、結局蓋を開けてみれば、9時にならずに開けませんよ。みんな待っていますよ、周りのみんなはもっと早く開けろよと主催者に言っているようです。主催者は公民館が9時にならずに開けてくれないから、しょうがないよ待ってくださいと謝るしかないんですよ。そういう現状が公民館内部では分からないから、今ここでこういうふうに言っているのですけれども、もう最初から、小項目①から小項目ずっと今まで、小項目④に市民のために結局開いているものが、全く市民のために、私は公民館運営というのは市民のためになってないと思うんですよ。

その辺をもうちょっとしっかり改革してほしいんですよ。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公民館におきましては利用者主体の運営をしているところではございますが、利用者側においても相当な理由がない場合は、規則上の開館時間は遵守していただきたいと考えております。また、市内公民館3館におきまして運用上の若干の差異はあるにしても、会館に関しては9時間と、3館統一の対応となっております。

しかしながら、この運用上の差異によりまして、実際の対応、先ほど議員がおっしゃられるような対応があったことも把握しておりますので、開館の対応につきましては既に3館の公民館館長会議で再確認をさせていただきましたので、今後さらに統一した対応を心がけてまいりたいと考えます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は公民館をよりよくするために、開館時間の見直しを検討する時期に入っていると思うんですよ。もう、この条例は何年前につくった条例かちょっと忘れちゃったのですけれども、もう相当古い条例だと思うんですよ。そろそろ変える時期に来ているのかなというふうに思っています。ある程度市民のニーズにも応えてくれなくちゃ、公民館使ってくれる人いなくなっちゃいますからね。ぜひ、その辺よろしく願いしたいと思います。

以上で大項目1を終わりにします。

次に、大項目2に入ります。北山公園の、まずエアコン設置の件でお伺いします。

小項目①、熱中症対策について、北山公園の管理棟はどのようなになっているか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の御質問にお答えします。

管理棟の熱中症対策についての御質問でございますが、管理棟の熱中症対策につきましては、昨年度、本年1月に北山公園の指定管理者である笠間市造園建設業協同組合より空調設備の設置要望を受け、管理事務所内の空調設備工事を令和8年度当初予算に計上いたしまして、4月に発注、完了は今月6月末に完了する予定となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ありがとうございます。もう、それを聞きたかったんですよ。みんな、喜んでいると思いますよ。もう何回も言うように、暑い中毎年仕事をしている管理棟の皆さんが、本当に困っていました。ぜひ、6月中にできるということがこの場で分かったので、本当にうれしい次第です。

次に、小項目②、水車小屋についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 水車小屋につきましては、園内の水車小屋につきまして、令和7年第4回定例会において御答弁させていただいたとおり、水車の改築工事を令和8年度当初予算に計上し、5月に工事を発注いたしました。完了は9月上旬を予定して、現在工事を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これもありがとうございます。本当によかったと思っています。

北山公園の水車はやはり北山公園の象徴だと思っている人が相当いますので、本当に回っていないことがみんな寂しいなというようなことをよく耳にします。これが工事を発注してくれたということは、次第に工事が完了して、この水車が回り出すというようなのを今描いています。きっと、すばらしい北山公園になっていくのかなというふうに思っています。ぜひ、よろしくお願いします。いろいろありがとうございました。

以上で大項目2を終わります。続いて、大項目3です。

次に、大項目3、子どもの悩み相談についてお聞きします。

市内の子どもたちが悩みを相談できる場所や窓口はどのようなになっていますか、質問します。

小項目①、子どもが悩みを相談する場所はどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えします。

本市におきましては、学校内、それから学校外、オンラインの三つの相談体制を整えているところでございます。

まず、学校内でございますけれども、担任、学級の担任を中心に養護教諭、その他の教員、必要に応じて専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談に加わる体制を取っているところです。

また、学校外につきましては、市のこども育成支援センター、それから教育支援室「ここから」といった機関が連携して対応しています。それに加えて、県では子どものSOS相談窓口が24時間体制で開設されており、電話、メールにより、いつでも子どもたちが直接相談できるようになっております。

最後に、三つ目のオンラインにつきましては、各学校においては1人に1台端末を活用

した相談窓口も開設しておりまして、対面で言いにくい悩みについても文字を通じて相談できるような環境を整えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、このような場所や窓口があることを、子どもたちは知っているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 自席で答弁いたします。

場所については、当然子どもたちは全て知っております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その周知は、どのようにしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 1人1台端末のポータルサイトであったり、それから紙媒体の配布を行っている現状があります。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、過去3年間の笠間市の児童生徒数をお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 児童生徒数ということで5月1日、各年度の5月1日の現在でお答えさせていただきます。

令和5年度が小学校3,404人、それから中学校が1,783人、令和6年度につきましては小学校が3,313人、中学校においては1,813人、令和7年度で昨年ですが、小学校3,223人、中学校1,759人でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、過去3年間の笠間市の相談件数をお願いします。小学校、中学校をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 相談件数でございますが、小学校、中学校別なのですけれども、学校内でのスクールカウンセラーと、それからスクールソーシャルワーカーへの相談につきましては、小、中学校分けてはいないのですけれども、令和5年度につきましては4,828件となっております。令和6年度につきましては4,626件、令和7年度につきましては4,401件でございます。これは、いずれも延べ件数となっております。

また、学校外への相談につきましては、県の施設もありますので、令和5年、令和6年度は児童生徒からの相談は確認はできておりません。令和7年度、昨年については、3件でございます。

さらに、1人1台端末のオンライン相談でございますけれども、令和5年度は調査を行っておりませんでした。令和6年度につきましては小学校36件、中学校37件の合計73件、昨年の令和7年度におきましては小学校34件、中学校38件の合計72件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） こういうお話を聞きますと、やはりオンラインというよりは相談窓口に相談するというケースが多いのかなというふうに思うのですけれども、オンラインでの相談というのは意外と少ないのですけれども、その辺の理由は何が考えられますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） やっぱり、顔が見られて相談できるという安心感が、子どもたちがあると思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、相談内容の内訳で最も多い相談は、どのような相談でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） これは、最も多いのは人間関係でございます。友人関係と捉えたほうがいいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、命や虐待に関わる重大な相談なんていうのも、この中には含まれているのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 特に虐待について申し上げますと、学校からの関係機関への通告、相談を行った虐待に関する案件について、件数でお答えをさせていただきます。

令和5年度につきましては5件でした。令和6年度につきましては2件というふうに減ったのですが、昨年度、令和7年度においては16件ございました。既に、今年度につきましては6月10日現在で5件を数えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なかなかこれ言いづらい話ですけれども、命という部分に対する相談というのはなかったのですか。もう、本当に生きていくのが大変だと思うような子どもたちの相談なんていうのはなかったか、あった、それだけでいいので、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろんございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 本当に子どもたちがそのような状態になっているのがすごく寂しいなという現実がうかがえますけれども、どうか命を大切にできるような授業というの

も必要ですよ。こういうことを見ますと、何かもうちょい、これ延べだから多く感じるのかなと今、教育長の答弁の中でも相談件数の延べの件数が多いので、もうちょい少ないかなと思ったのですが、思った以上に多いので、教員の数がなかなか少なかったり、なかなか相談する窓口の対応者の数が少なかったりで本当にこういう仕事をするのも大変かとは思いますが、子どもたちの悩みを聞く、思春期の子どもたちの悩みを聞くというのはやはり大人になってからの人生に大きな影響があると思うので、ぜひその子どもたちの悩み相談を、次の質問でもお話ししますが、解決していないものをしたというような扱いにしないように対応していただければいいなというふうに思って、小項目①を終わりにして、次、小項目②に入りますね。

子どもから悩み相談があった場合、相談受付から解決までどのような流れで対応していますか、質問します。

小項目②、相談から解決までについてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 各学校、相談窓口、それから担任等の相談を受けてから、学校内で相談内容の共有をまず図ります。その上で、対策を学校全体で話し合いまして、関係機関へつなぐとか、あとはスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラー等をつないで解決に向かえる方向、方策を取っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、相談所や相談窓口は相談を受けるだけで終わっていないということは、ちゃんと対応はしているというようなことで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では仮にこれだけの相談があるわけですから、解決に至らないケースなんていうのもあると思うのですよ。そのような理由、解決に至らない理由、そのような部分のことをちょっとどういうふうになっているのかなとお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 相談内容は10人、友人関係で相談するとすれば10通りの答えが出てくると思っています。ですから、解決するか、しないかは、本人のいわゆる自分の気持ち、要は落ち着いたかどうかになってくるわけで、そこに相談件数が多くなるということは延べ件数でいくとすると、何回も同じ人が相談してくるという状況が生まれてきます。

ですから、子どもたちに理解できるような、寄り添えるような、そういうふうな相談体

制を取っているので、今後もそういう形を取りながら、子どもに寄り添うという視点を忘れないで相談体制を取っていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、相談者の相談が、相談する期間も遅かったと、解決しないまま義務教育が終わってしまったなという場合は、そのような相談はどのように扱われてきますか。ちゃんと引継ぎはできているのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大事な問題だと思います。もちろん、義務教育下の9年間で相談できる可能性のあるものとなないものというのはもう分けられてしまいますので、その場合には、高等教育機関に行った場合には高校との連携協議を行います。

また、こども部との調整を図りながら、関係機関との調整を図りながら、今後の義務教育から離れても市全体で子どもたちを見守る仕組みについてはそのあとも取っておりますので、今後も続けていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私が一番心配していたのは、結局義務教育が終わっちゃったら、もうその子どもたちと触れ合う時間というのは、やはり義務教育に携わる先生方や教育委員会というのはなくなっちゃうのかなというふうに思うんです。それに対して、四千何百件の毎年相談がある中で、当然義務教育が終わってから相談、見捨てられちゃったなという子どももいると思うんですよ。そういうことが、やっぱり市に対する不信感につながったり、教員に対する不信感につながって、将来立派な大人になっていけないというような懸念を感じますので、ぜひその辺がしっかり対応できるように連携をしっかりとって、子どもたちの悩み相談に向き合っていただければいいなというふうに思っています。

子どもが相談してよかったと感じたことを確認したことはありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校管理下にあつては担任がおりますので、常にやっぱり子どもたちに寄り添っていますから、そういう確認はいつでもできている状況です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 子どもというのはやっぱり大人と違って知識もない、経験もない、どうしていいかわからないなということがあります。担任の先生も、先ほど言ったように、もう今、教員も相当忙しくなっているというのは分かるので、本当になかなか先生らにそこまで、子どもたちの学力向上というのを一番最初に学校は掲げているから、子どもたちの悩み相談なんていうのは2番目、3番目になってきたのかなと思うのですが、ぜひ、学力向上というのも大事ですけども、子どもたちの悩み相談というのは、学力向上以上に大事に感じる子どもたちがいっぱいいると思うのですよ。学力は差がある

と思うのですけれども、勉強できる子たちは本当にすんなりいくのかなと思うのですけれども、勉強もできない、人の話も聞いてくれない、誰もしゃべってくれないなといった子どもたちだって、当然いると思うんですよ。そのような子どもたちをしっかりと見守られる、義務教育でいっていただければいいなというふうに思っています。

学校の先生方に、ぜひ学力向上も大事ですけれども、子どもの悩みというものはそれ以上に大事なんだよということを議会で行われたということを、しっかり言っていただければいいなというふうに思います。

次、その現実、そのような子どもたちは、すみません間違っちゃいました。どこ、ちょっと待ってくださいね。

学校や教育委員会は、悩みを抱えながら相談できない子どもたちの存在を把握していますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 各学校においては月1回生活アンケートを取っておりますので、そういう点では定期的に子どもたちの心身の状況は把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、悩みから解決まで一連のお仕事と捉えて、子どもたちが立派な大人になれるような環境づくりを、悩みを聞きながらつくっていただければいいなというふうに思っています。

小項目②は終わりにしまして、小項目③に入ります。

子どもたちの悩み相談において保護者や学校に相談できず、SNS上で見知らぬ相手に相談するケースが全国的に問題になっています。

笠間市では、子どもたちが匿名性の高いSNSに頼らず、安全な相談先を利用するためにどのようなことをしていますか、質問します。

小項目③、SNSの対応についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） SNSのトラブルは、昨年度、令和7年度に限ってでございますけれども、小学校1件、中学校3件の合計4件と教育委員会としては把握をしております。このような件数となった背景には、子どもたちによる主体的な取組として、令和7年3月には市内の中学校の生徒会役員がSNSのルールをつくりまして、各中学校においてそのルールを守ろうということで守ってきた成果として、トラブルが4件になってきたということでございます。

SNSの取扱いについては、本来家庭で行うべきものだと思います。それは、フィルタリングにおいても、それからペアレンタルコントロールについても再三家庭にお願いしているところなので、学校で活用することのないものについては、家庭で責任を持って取り組んでいただきたいということは重ね重ね申し上げていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、子どもが知らない人に相談したいと思う前に、学校や市の相談窓口なら安心して話せると思える環境づくりこそ行政の責任と思うが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのとおりでございますので、それに努めています。

○13番（村上寿之君） よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市の子どもたちが本当に困ったら最初に相談する相手は誰なのか、学校は御存じですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私は、第一義的に保護者であるべきだと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今の時代、A Iなんていうことはあり得ませんか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） A Iは便利である反面、相談については大変危険なものだと感じています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、気軽に相談できるA I等の相談をチャットG P T等、学校や教育委員会はどのように考えていますか、お聞きしたいです。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教育活動として授業の中で使えることは、私は有用性があると思っています。調べ学習なんかでも有用ありますけれども、事相談に至っては概念的な答えしか出てきませんので、その子どもの背景であったりとか心情であったりとか、これからの状況というのを見極めないで回答してきますので、子どもはそれをうのみにして行動するということは、大変危険なものだと感じています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、こういうことも考えられると思うんですよ。人には言いにくい相談を直接相談できるのが、A Iです。特にいじめ、友人関係、家庭関係などは、直接大人に話づらい問題かと思います。

このような対面で相談しにくい子どもがA Iには相談できるという特徴を、学校や教育委員会は評価しますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 答弁繰り返しになりますけれども、子どもたちには今後A Iの使い方については十分指導していかないと危険な状況になると感じていますので、使い方

については今後指導していきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） AIの評価としては、非常に危険であるという評価は、教育委員会はお持ちということなのですね。ぜひ、AIの危険性というものは、やはり正しいもののばかりではないということをこれは当然誰もが分かっていることなので。

ただ、先ほどお話ししたように、子どもたちはまだ未熟です。分からないので、ぜひAIが危険だということを、相談相手はちゃんと対面ですることが皆さんには望ましいんだということを、しっかり教えていただくことが理想だと思いますよね。ぜひ、そのようなAIに頼らない、当然AIに頼らなくちゃならないところもあると思うのですけれども、ぜひAIと人間で話し合えるということを、しっかり子どもたちに学ばせていただければいいなというふうに思っています。

以上で小項目③を終わりにして、小項目④です。

小項目④、子どもたちの悩みを減らすための取組について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） やはり、悩みを減らすためには未然防止と、それから子どもの早期発見というのが基本ですので、アンケート等、それから担任の肌感覚で子どもたちを見るというスタイルは、今後も取り組んでいきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） どうか、日本の宝でもあります、茨城県の宝でもあります、我々笠間市の宝であります子どもたちは、当然子どもたちが、我々を将来は支えてくれるものです。ぜひ、笠間市の宝をしっかりと磨いていただいて子どもたちが立派に成長できるよう、教育委員会には頑張っていただければいいなというふうに思っています。悩み相談、しっかりお願いします。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（畑岡洋二君） 13番村上寿之君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冷房は入れましたが、暑い方は適宜、調整をお願いいたします。

16番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 16番西山 猛です。通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

大項目１、サンパイと市発展の行方について。

小項目①、現在、本市が抱える産業廃棄物関連問題はあるか伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 16番西山議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市が抱える産業廃棄物に関連する問題はあるかとの御質問でございますが、産業廃棄物関連の問題としましては、産業廃棄物の市内における不法投棄や不適正堆積などゲリラ的な行為のほか、産業廃棄物処理施設の管理運営上における管理基準等に適合しないなどといった問題がございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） あるかということでお伺いしたので、ありますという答弁でいいのかなあと思うんですね。

その後に、中身はどうなのですかというのが質問のやり取りだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 具体的な内容と申しますか、問題の内容ということでよろしいでしょうか。

不法投棄等々の事例で申し上げますと……。

○議長（畑岡洋二君） 質問に対して簡単に、答弁を簡単にやっていただければ、質問者の意図が伝わると思いますので、答弁者よろしく願いいたします。

○環境推進部長（成田 崇君） 問題等がございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） スタートラインで、ちょっとすったもんだやっちゃった。

問題はあるかということで聞いております。あるかないか、イエスかノーか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） はい、ございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） その内容は何ですかと尋ねて、初めて今の答弁になると思うのです。

で、いいのではないですかということを質問したのですが、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） そのとおりかなと思います。

内容につきましては、よろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、過去、これ現在、今、市が抱えるという質問で質問

しました。過去、過去、もちろん担当部長が知り得る範囲で結構ですから、過去には問題がありましたか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） ございました。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 具体的にはどんな内容でしたか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） まず、不法投棄の事例で申し上げますと、市内某所におきましてコンクリートくずや建築廃材、廃タイヤ等のゲリラ投棄等があり、通報を住民から相談が寄せられるといった事案がございました。また、施設の管理運営に係る基準不適合の事例としましては、廃棄物の保管量の超過など、あるいは臭気に関する周辺住民等からの通報あるいは相談といった事案がございました。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今施設というお話が、答弁がありました。

施設の問題につきましては、当然施設というのは許可業者になると思うんですね、許可を受けているということは、それなりのペナルティーが発生すると思うのですが、どんな対応だったんですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） この基準不適合等々の内容にもよりますが、まず通報を受けた者、おおむね市のほうに御連絡が入ることが多いのですけれども、そちらに入った場合、現地の確認、場合によっては立入り等をさせていただいた後、産業廃棄物関連施設ということになりますので、県のほうに情報提供しまして、県と共に改善の指導等に当たっていくという流れになってくると思います。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 指導の内容、罰則等は発生しましたか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 私の把握している限りになりますが、指導等につきましては、例えば保管量の件であれば基準内の高さにしていただくですとか、そういった指導等を行い、改善したということでございます。また、そのほか罰則に至ったものとなりますと、申し訳ありません、ちょっと私の把握している限りでは、ないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 業務停止という罰則はありませんでしたか、部長の知り得る範

囲でいいですよ。別に、そこが今回の質問の趣旨ではありませんから。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 申し訳ありません。その業務停止が県の指導上あり得るかというところで認識が甘く、申し訳ありません。

ちょっと把握しかねております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、許可取消し等も当然分かりませんね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 許可取消しに至るケースというのはあるというふうに認識はしておりますが……。

○16番（西山 猛君） ちょっとはっきり言って。

○環境推進部長（成田 崇君） すみません。

許可取消しに至るケースもあるというふうに思っておりますが、申し訳ありません、ちょっと詳細がしっかり把握できておりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ちょっと整理しましょう。

許可取消しはあったのか、でもそれは分かりませんよね。業務停止さえ分からないんだから、許可取消しは分かりませんよね。あるいは、許可返上は分かりませんよねということを質問したんです。だから、分かりませんでいいのではないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 知り得る限り、業務停止、許可取消しに至ったケースというのは把握しておりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②、1市2町時代の産業廃棄物処理場の実態について伺います。

実態、まずは施設数、この件につきましては既に前の質問の中でしておりますが、改めて施設数ということでお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 1市2町時代の産業廃棄物処理場の実態ということで、施設数でということでございますが、平成18年度時の産業廃棄物処理施設の設置数、笠間地区で申し上げますと6か所、岩間地区が5か所、友部地区は設置ございませんで、市内で計11か所の産業廃棄物処理施設が立地運営されておりました。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そうですよ。笠間地区が6か所、岩間地区、地区で言えば岩間が5か所で、5か所のうち現在の岩間インター付近、用途地域が変更になりましたが、

当時は工業専用地域ということで同意等が要らない地域であったと思うのですが、そのために産廃銀座なんて呼ばれておりましたが、そこに集中していると思うのですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 岩間地区の分布で申し上げますと、やはりその周辺、安居地域には多く立地していると思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そうですね。まさにそのとおりで、まちづくりというのは、そのように用途地域をやっぱり決めることで、見直しあるにしても、決めることでそういうエリアという形になってしまうのが常かなと思います。

その中でも、この工業専用地域でありつつも同意を求める、そういう事例があったのは御存じですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 専用地域内で同意を、当時町なのかもしれませんが、求めたという事例は、申し訳ありません、ちょっと存じ上げておりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 少なくとも5か所、古いものもあるでしょうけれども、1市2町というのはつまり合併前の話、合併前のときに5か所の廃棄物の処理場、中間処理も含めて処理場がありました。その中に、工業専用地域にどうも集中しているというのが、今の部長の答弁。さらに、その中で、工業専用地域というのは同意を求めなくてもいいというエリアになるはずなのです。

にもかかわらず、同意を求められたという事例はありますか、求めたという事例はありますか。今、業者側、事業者側からの言い方になりましたけれども。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 同意を求めたという事例があるという認識は、ございません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 認識ではなくて、データがないということですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 現状手持ちのデータとして、その当時の許可等申請に対するものがございませんで、その御質問に正確に御対応としますと、それをちょっと再度調べ直す必要があるかなと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もしかして、その会社がなくなってしまったとかではないですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） これまでの中で施設が立地して廃止に至ったもの、取消しとかそういうわけではなくて、廃止届が出されてなくなった会社という、事業者もあるとは思っておりますが、その事業者がそれかと言われますとちょっと正確には分かりかねます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 分かりました。工業専用地域内の設置でありながらも、同意を求められた、それは行政側から、行政側。これは、本市ではなくて、前段の1市2町という言い方しましたが、当時の町行政から求められたという事例があるんですね。でも、これは、私は正しい選択ではなかったかなと。時の首長、時の町長がそういうことを求めたというのは、県の事前協議を求められた中で、県から求められた中で同意が必要だ、本来は必要ではない工業専用は。でも、それを同意を取れよという指導を、取れよとは言わない、取ってくださいねという行政指導をかけた。行政の手続をやらせたということになると思うのですが、これは正しい選択ではないかと思うんですよ。

やはり、工業専用地域というのは、非常にその種の関係の事業者がフットワークのいいエリアとして、現に岩間インター付近にはかなり集中したというのが現実でございます。さらには、もっと模索をしていたというのも現実でございます。

そういうことの中で、今回の質問というのは掘り下げていきたいと思うのですが、1市2町が合併して20年ということなので、20年の流れをこれから質問したいのですが、小項目②を終わりにしまして、小項目③、現在の処分場の運営状況について伺います。

これは20年間の数、要するに増えたのか減ったのか、これも既に質問はしておりますが、改めたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 現在の20年間の数ということでございます。現時点では、令和7年度末時点で申し上げさせていただきます。

産業廃棄物処理施設の設置数でございますが、笠間地区が7か所、友部地区が1か所、岩間地区が9か所、計17か所でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 単純にもう合併しておりますので、地区という言い方は別としても、6か所増えたということで理解していいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） はい、そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、その運営増えましたけれども、その運営それぞれの事業者が運営しますが、その運営に問題はありませんでしたか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 運営上その問題はなかったかということでございますが、令和7年度直近で申し上げますと、産業廃棄物処理施設に関して県のほうで指導等に入ったという情報は聞いてございませんで、令和7年度のほうはなかったものと考えております。

それ以前ということになりますと、先ほど冒頭ちょっと答弁しましたように、管理運営上その保管量でしたりとか、あるいは臭気などで住民からちょっと御相談等が寄せられると、そういう事案はあったかなというふうに思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 臭気、臭いのことはなかなか難しいでしょうけれども。現に業務停止だったじゃないですか、臭気については記憶にありますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 申し訳ございません、ちょっと今記憶にございません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今回、部長就任最初の答弁ですよね。そうですね。頑張ってください。

それでは、小項目③を終わります。

小項目④、市発展（進化）との整合性について伺います。

あえて、山口市長が掲げる進化という部分を切り取りまして、市発展、つまり進化との整合性ということで伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） まず、進化でございますが、人口減少、少子高齢化の進展、さらには昨今の厳しい情勢変化にあっても守るべきものは守り、変えるべきものは変えるという選択と決断により、課題解決に向けて挑戦していくというふうに私は理解してございます。

そういった中で、産業廃棄物施設との整合性ということでございますが、廃棄物処理施設が市内に立地することに関しましては、地元住民等の同意ですとか、周辺住民の理解、合意形成というのが重要であると思っております。その上で、施設の管理運営に際しましては、当該基準等を満たした中で適正な処理を行っていただくことが、設置者の役割であろうというふうに思っております。

こうした地元理解の下、適正に施設が運営される施設が市内に立地するということであれば、市の発展とした視点から見れば、雇用の創出や税収の増加、さらには災害時の廃棄物の処理の確保などの効果が期待できるのではないかなというふうに思っており、一定の整合性があると捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長、危険な答弁ですね。処分場がいっぱいあったほうがいいと、そういうことですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 処分場の数が多い、少ないという答弁ではなく、住民理解の下、適正な施設があることに関しては、問題はないというふうに思っております。

廃棄物処理施設事業者も一つの産業の事業者でございまして、適正な運営がなされるには問題はないのかなというふうに思っております。地元住民の理解等が前提かなと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今、数が増えましたよね。6か所増えましたよね。その中には、いろいろ問題もあったよということ、指導すべきこともあったよ。

でも、県の範疇だからみたいな言い方をしましたけれども、そういうことで増えること、処分場があることで、市の発展との整合性、そもそも市発展と進化と入れましたけれども、実はそこで部長からその進化と発展は違うのではないかと、逆に質問されるかな、反問されるかなと思ったのですけれども、しなかったですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 進化とはということで御質問がございましたので、進化の点について御理解、私の理解を述べたものでございます。

続けて、市発展との整合性ということで答弁させていただいたということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 記録に残るので、大事なことなのでもう1回質問しますけれども、進化とは何かなんて誰も聞いていませんよ。

そうではなくて、市発展との整合性について伺う、その中に進化を掲げた山口市長がいるので、いたので、その辺も含めて整合性はいかがですかということを聞いたんですね。

つまり、処分場が増えました。それが市発展と伴っているか、市発展に伴うか、市発展の何か助けになるかという意味なのですが、それに税収とか雇用とかという言い方しましたけれども、それに伴う、まず分かった、それは分かった。それに伴うリスク、あるいは環境の何か、地域にそういう施設ができることで地域の環境が変わってしまう。今まで通らなかった大型ダンプが、廃棄物を乗せた大型ダンプが通るとか、そういう事情が変わるのではないですか、つまり地域の皆さんの犠牲があって、そういうことになるんですよ。

それが、それを問題なく、それは発展なんだと、ルール上守っていれば問題ないんだという言い方を今部長はしたんですけれども、その考えでよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 立地に際しましては、地元住民の方、あるいは必要な範囲での同意取得等が求められているところですが、地元の一定の理解の下、施設の立地が

なされ、適正な運営がされる分には問題ないという、そういう認識でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長、部長のお宅があります。隣に、例えば焼却施設ができます。これ、中間処理場になりますね。あるいは、何か破碎をする処理場があります。部長のお隣にできます。

協力しますか、できますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 個人のちょっとお話にはなってしまうかもしれませんが、先ほど来の答弁のとおり、適正に行われるのであれば反対はしないのではないかと思います。ただ、以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今ちょっと、もごもごで分からないのですけれども。

適正に手順を踏んで、手続を踏んでいけば、協力するという意味合いでいいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。明解に言葉をお願いいたします。

○環境推進部長（成田 崇君） そのとおりでございます。

○16番（西山 猛君） ちょっと聞こえてないんだよね。聞こえていますか。

そのとおりと言ったんですか、今。

○議長（畑岡洋二君） もう一度、環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 適正な運営がなされているということであれば協力すると申したものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目④を終わります。

小項目⑤、県と市の連携について伺います。

これは、つまり県の許可でありますので、県と市が連携しなければなりません。その部分について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 許可に対して、県との連携ということでございます。

廃棄物処理場の設置の点で申し上げますと、法に基づく許可手続に当たりましては、県条例による申請に先立ちまして事前審査という手続を経る必要がございます。

審査過程における市の連携の立場、役割としましては、県が定めます要領に基づき、地元関係者に対する説明や同意取得の必要性、土地利用上の整合性、処理施設周辺の生活環境への配慮などに関し、市から事業計画者に対して意見をしていくという役割を担ってすることになります。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長の答弁の中に、地域住民との合意形成という答弁ありましたが、もう既に医療廃棄物の処分場については、中間処理場については、中間処理でよろしかったですね、あれはね。中間処理場については、知らなかったという地域住民が多いんですよ。でも、これは行政が判断して、それでいいと、良としてしまったことだと思うのですね。当然、許可は県なので、市が許可したわけではないよという言い方すると思うのですけれども。

その点はちょっと整合性なくないですか、先ほどの答弁。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 申し訳ありません。

ちょっと固有の名称は避けさせていただきますが、廃棄物処理施設が立地する際、先ほどの意見を業者のほうに求めることになるわけでございますが、同意取得の範囲ですとか説明会、あるいは説明をする範囲というのは、市のほうから一定の県の基準を踏まえて事業者に求めているところでございます。

聞いてらっしゃらない方がいるということでございますが、その点詳細ちょっと分かりかねるところがございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 冒頭、質問の中に組み込みましたが、工業専用地域で、同意も要らないんだけど、同意を取れと言う当時の町長がいました。それに基づいて、その業者は同意不要でありながらも、県の指導が同意不要でありながらも、同意を言われたとおり、取りました。それも半径300メートルではなくて、半径500メートルという、さらに広げた範囲の同意ということです。つまり、これが合意形成の底辺になるのではないかと思うんですね。

それが地域住民との共生、共に生きるということにつながろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 合併前にそういった範囲での同意を求めた経緯があるということでございますが、現状問われますと、県の要領の中で300メートルという以内という一定の目安がございまして、基本的にはそれを基準に範囲の設定をしまして事業者のほうに求めさせていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 私がこの20年間の歩みの中で、本来はそういうことが、つまり進化してかなくちゃいけない。県は300メートルと言っているんだけど、笠間市としては500メートル、さらには設置場所、設置地域の行政区の総意だと、総会を開く。少なくとも、そこには反対があったにしても、きちっとした手順を踏んで、地域住民を巻き込

んで許可に至るというような、そういうことが多分進化なのではないかと思うんです。

逆行していると思うんです。県と市の関係とで今連携ということで質問していますが、県がこれだけのものを持ってきてくださいねと言ったときに、いやそれ以上のものを持っていきます。なぜならば、我が笠間市はこんなふうを考えていますから、こんなふうな将来像を持っていますから、それでできなければお断りくださいと、そういうことだと思うのですけれども。

県が県の基準に基づいて、さらにそれを縮小したような内容のものを、事前協議で市が了承したみたいなのを挙げているようなふうに聞こえましたけれども、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 地元の同意取得の範囲、権利者になるのですけれども、それから300メートルの範囲でございます。そのほか、説明会等の範囲につきましては、事業地が立地する地元の行政区、それからこれ事業計画の内容にもよりますが、排水流末等の管理者などを基準に同意、必要な同意と説明を求めるように事業者をお願いしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長とちょっとかみ合わないところあるので、この件はここで終わりにします。

それでは次に、県から現在事前協議ということで、市に伺いが立てられている案件はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） ございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 何件ですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 申請中のものとすると、4件ということになります。事前協議が求められているものとなりますと、3件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） その3件、事前協議を求められているということで、3件については別にその場所をどうとかも、そういう段階ではございません。市行政として、これからいったら20か所超えるのですか、何か所、15か所、20か所近いんだよね。そういうことですね。ちょっともう20か所近くなるわけですから受けて、今受けているもの含めてになりますから。

そうしますと、事前協議の中で、市の立ち位置、市の立ち位置ね。県が許可を出す案件ですが、許可を出す案件は、笠間市内の場所ですね。申請場所に設置される、建設される処分場、それが最終処分場か中間処理場かは別としても、そういう状況ですね。

ですから、市の考え方、つまり市民の身になって、市民に寄り添ってということ。ただ、そこにはいろいろな考えがありますので、総体的に事前協議に対して、誰もが納得するよ
うな、県に対してお返しをすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 繰り返しになりますが、地元の同意取得に関しては、一
つは300メートルの範囲を基準に、また説明会に関しては事業計画地の地元行政区、また
排水流末の管理者などを基本に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ちなみに、医療廃棄物の件につきましては、回覧をする、地区
で回覧をすること、それを同意とみなしたということですが、間違いありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 同意といいますか、同意取得はあくまで300メートルの
範囲にいる居住者、事業者の方でございます。説明会の範囲につきましては、そこが立地
する地元行政区を対象としておりまして、御理解、合意形成という同意とはちょっと異な
る理解かなと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 随分、業者寄りというか。市民寄りだったらどうします、地域
住民よりだったら、みんなに知ってもらいたい。それで、いろいろなことがあるでしょう。
いろいろなことを、課題をテーブルに乗せて、それをみんなが納得して、しようがないよ
ね。これは一部市の発展にもなる、今言った、税収にもなるだろうし、さらには雇用にも
つながるだろうということになるろうかと思うんですね。

それを同意は取りました。300メートル取りました。何件あったか分かりません。3件
あったのか、30件あったのか、100件あったのか、分かりません。でも、同意は取りまし
た。

それを今度地域にお知らせするのには説明会ではなくて、回覧というのはちょっと乱暴
ではないですかというのが私の質問、答えてください。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 回覧で行ったというのは、我々含め事業者、地元行政区
との合意点だったかなというふうに思っております。

原則論としては、説明会の開催というのを意見書の中では求めていっておりますし、い
きたいというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） まさに今、例外だね。例外、例外だったということと言ってい
るわけですね。例外が、例外というのは、例外で300メートルの同意を、500メートルにし
てくれよというのが例外ですよ。説明しなくちゃならない、開催しなければならならな

ものをしなくていいよという、回覧で終わりにしていいよという、それは例外と言いません。

どうですか、そういう解釈ですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 例外と申しますか、事業計画の説明に当たっては、対象地域の合意形成理解ということになりますので、あくまで事業者と地元の方々の理解、納得の上での対応だったかなと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 堂々巡りになりますからこの質問は終わりにしますけれども、つまり大項目で言っている行方、市発展の行方、今もう既に3か所、加えて3か所、3か所の処理処分場の申請が行われている。その中で、既に事前協議の対象になっているということですよね。申請が4件あって、3件がもう事前協議の対象になっていますということですよね。

そこで、県と市の連携について伺うということで伺ったわけですがけれども、市が県の下部組織のような立場で、同じ県がいいというものはここでもいいんだではなくて、ここがいいというものは県でもいい、ここが駄目なものは県も駄目、これにしてほしいんですよ。こういうふうに、きちっとパワーバランスをはっきりしてもらいたいんです。

だから、行方が心配だから、行方これからどうなるの、あっちもこっちも処分場だけになってしまいますねということを言っている。それを本当に地域住民は望んでいるのか、市民はそういうことを待っているのか、税金があればいいのか、そういうことを質問したんです。

小項目⑤終わります。これで、大項目1終わります。

続きまして、大項目2、デマンドタクシーの必要性和実績について、伺います。

小項目①、デマンドタクシーの仕組みについてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 16番西山議員の御質問にお答えします。

デマンドタクシーの運行事業について、仕組みでございます。

こちらにつきましては、デマンドタクシーかさまは市内の公共交通空白地帯を解消し、高齢者を中心とした交通弱者の移動手段を確保する目的で、平成20年2月から運行が始まりました。市内全域を運行エリアとしまして、日曜、祝日、お盆、年末年始を除く月曜から土曜の午前8時15分から午後5時までの時間帯で運行しております。1回当たりの利用料金は400円、未就学児は無料、小学生・障害者などは200円となっております。

デマンドタクシーは、通常のタクシーと異なり、1個人1グループのみを対象に運行するものではなく、複数の利用者に相乗りしていただく形で運行しているものでございます。一度に多くの方が利用できるよう、10人乗りの車両を使用して運行しているところでござ

います。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） これは、公共の福祉と言ってよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 御答弁いたしました。交通空白地域の解消という公共の福祉という目的があると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 本当、大事ですね。

小項目①終わります。

小項目②、必要性（重要性）と入れましたけれども、必要があるのかないのかみたいな議論になってしまうと困るので、必要性があるのですが、それについて伺います。

一番の目的は何でしょう。端的にお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になりますが、交通困難地域の解消というのが第一の目的となると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目②終わります。

小項目③、それではその事業の同事業の実務内容について、お伺いいたします。

まずは、事業者はどちらになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 運行の事業者となります。大本となるのは、笠間市商工会が受付の業務等をやっているというところで、実際にタクシーの運行を行うのは、市内の旅客事業を持った3者のタクシー事業者が運行しているということになります。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 商工会へ委託という解釈でよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） はい、そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 商工会に委託しなければならない理由は何ですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） デマンドタクシー、当初市役所の1室を設けてオペレート業務を行っていたところですが、商工会は市内の経済に対して中立的な団体でございますので、そちらに運行を委託しまして運営することが、最もこの事業に対して公平性と公共性を担保できるものと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 商工会でなくちゃ駄目なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 受付のシステムが一つ、タクシー事業者が3者おのこの地区にございますので、効率のいい配車業務を行うには受付は1か所でやるのが当然ベターだと思いますので、そのことを鑑みまして、市内の経済の団体の中で一番中立性のある商工会が最も適していると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 商工会のことについては、逆に委託しなかった場合、しなかった場合、要するに公が直営でやった場合、問題は何かありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） オペレートのシステムを設置する場所でもございまして、市内のタクシー事業者との細かな連絡調整等がございまして、その部分を含めまして商工会に委託するというのが有効だと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 要するに、商工会に、タクシー会社が加入しているからということでもいいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それも、一つの要因でございまして。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、実務というのは、まさに前日に予約をして、誰誰のところ、どこどこに来てくださいよ。それから、どこどこに行きたいんですよということを、もう明確にしておくわけですね。そういうことで間違いはないですね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 以前は前日までということでもございましたが、今時間の制限がございまして、当日でも予約できるような状況になっております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目③終わります。

小項目④、その実績についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 過去5年間ということでよろしいでしょうか。

○16番（西山 猛君） いいですよ。

○産業経済部長（礒山浩行君） 利用登録者数につきましては、令和8年3月末時点で8,755名となっております。

過去5年間における年間の延べ利用者数は、令和3年が4万3,702名、令和4年が4万5,674名、令和5年が4万7,334名、令和6年度が4万4,755名、令和7年度が4万4,223名

となっております、平成30年度のピーク 6 万4,156名に対して、コロナ禍で減少に転じ、以降、年間約 4 万5,000人程度で推移しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それは延べ人数でしょうから、登録者で言ったらどうなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 商工課長桑嶋一志君。

○商工課長（桑嶋一志君） 登録者数につきましては、令和3年度が8,740名、令和4年度が8,697名、令和5年度が8,697名、令和6年度が8,678名、令和7年度が8,755名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 8,700名がマックスぐらいなのですかね。登録者ということになりまして、その人たちが年間通して使うのが、今言った部長の答弁であった、延べということになりますね。これが実績ということになると思うんですね。

実績については、今度は現場、タクシーの現場、タクシー会社の現場につきましては、運行記録というのをつくりますよね。それは、市は目を通すんですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 運行記録含めまして、このデマンドタクシーの事業の報告といたしまして、毎月1回商工会のほうから報告を受けているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ちなみに、いろいろ例えば役所に用事がある、本所に来なくては、どうしても本所に来なくちゃ駄目なので、本所に来るまでタクシーで、デマンドタクシー利用する、これありますよね。

そうしますと、例えば病院、スーパー、銀行、金融機関、そういうことも含めて、項目でいったらどのぐらいありますか、多岐に分かれていると思うのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和7年度の利用状況について答弁いたしますと、医療機関、病院であったり薬局であったりということが約4割、40.3%ですね。買物、スーパーや商店、コンビニ等に行くのが27.1%。あと、市役所などの公共施設が10.4%となり、およそ8割の方がそのような利用をされているというふうに報告を受けています。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 例えば、遊技場とか、遊技場、パチンコ屋と言いません、遊技場とか、そういう類いのところ上がってくるのですか、ちゃんと情報が。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 娯楽という、遊技場であったりというくくりではないですけれども、娯楽という項目で報告は入っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 娯楽というくくりにするんですか、なるほどねえ。

タクシー始まって、もう十五、六年たちますか、もっとたちますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 合併後すぐスタートしておりますので、おおむねもうすぐ20年となります。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 20年の中でいろいろ問題があったかと思うのですが、利用者も、例えば乗り合いですから何人も乗るので、例えば社内でけんかになったとか、あるいは交通弱者をカバーするわけですから、交通弱者例えば男女でいて、男女がゆっくりくつろげる場所に送ってくれよとか、そんなことはありました。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 男女がゆっくりくつろげる場所というところは、我々のほうでは今ところ認識はしておりません。

ただ、車内でのトラブルであったり、運転士とお客様のトラブルというのは報告は受けているところですが、それにつきましてはきちんと指導や講習を受けさせてからの乗車、運転士の乗車という形で、対応を取っているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今、男女とお話ししましたが、これ制限はないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） どこに行ってはいけませんという制限は、特に設けてはおりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） この運営する、タクシーを運行するための費用というのは、税金で賄うわけですね。もちろん、一部負担ということですが、どう考えても500円程度では無理でしょうから。そうすると、数百円では無理でしょうから。

そうすると、市が福祉ということで、公共の福祉ということで商工会に委託をして、商工会がさらに地元のタクシー会社と連携をして、常にかゆいところに手が届く公共の福祉を行っているとなすのですが、制限がないというのはちょっと怖いなあと思うのですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 使い方の問題かとは思いますが、娯楽という範囲の中で運行に関して制限かけてないというところがございますので、それは利用者のモラルの問題かと考える部分もございますので、その辺はこちらが制限かけるのではなく、利用者側のほうで適正に判断して、申込みをしていただきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） なかなか難しいですね。利用者の判断で、利用者のモラルという範囲になってしまうと、どうでしょうかね。それは、やっぱり一定のラインというのは、必要なのではないかなと思うんですね。

それは、例えば市、行政がそれをしなくても、商工会がこういう独自に、こういう範囲をつくったんだ、利用範囲みたいな。例えば、市内しか行きませんね。ちょっと水戸まで行ってほしいんだといっても、それはできませんよね。そういうふうの一つの枠というか、線引きをすべきではないかなと思うんですね。

実はそういう事案があったので今、質問をしているのですが、それは考えておりませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） デマンドタクシーの運行につきましては、毎月報告とか、トラブルは随時受け付けているもののほか、年2回我々と行政と運営事業者である商工会、あとはタクシー事業者等々で課題や問題点についての共通認識をする会議がございますので、その中で議題として議論していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） でも、登録者ですから、誰がどこにというのは明確なのですよ、その現場はね。

ただ、上がってくるのは娯楽というくくりの中に入ってしまったたりするのでしょうかけれども、その辺のところもっと細部にわたって上げてくれとかということにはなりませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ドライバーの負担、受付のオペレーターの負担にもなるので、そのくくりを細分化していくというところはなかなか難しいのかなというところで考えておりますが、先ほども答弁しましたけれども、その協議会、運行の協議会の中で、その件に関しましては議論していきたいと考えています。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長、答弁おかしくないですか。

受付が、誰が求めているのか分かります。どこへ行くのか分かります。どこまで、どこへ迎えに行くのか、どこに送っていくのか、さらにはそこにまた迎えに来てくれるのは何時なのかというのが明確になっているわけですよ。そういうことですよ。

そしたら、それが誰の負担になるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今、16項目に分けてオペレーターが受けているところがございますので、これ以上の項目を増やすというのはなかなか難しいことなのかと感じております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 16項目というのは、病院だとか、スーパーだ、銀行だとか、そういうことの項目が16あるというんですね。その中の私が言った遊技場だとか、また例えば公営レースの場外売場だとかというのは、娯楽というくくりなのですね。

そのほかに、ホテルはどうなりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ホテルや宿泊施設というくくりは項目はございませんので、娯楽の中に入っていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 以後、ホテル、ホテルもいろいろありますから、あらゆるホテルをホテルということにくくっておいてください。これは、お願いしたいと思います。いろいろ問題があるようなので、市民の声としてお伝えいたします。

それでは、小項目④を終わります。

小項目⑤に入ります。本来あるべきサービスとは、ずばり。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本来あるべきサービスにつきましては、高齢者、運転免許返納者、障害者、子育て世代など交通弱者の方がいつでも安心して使える体制とすることが、重要なサービスと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 福祉、公共の福祉という点からいきますと、車椅子が乗れる、車椅子のまま乗れる車両、福祉車両、これは何台ありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） デマンドタクシーの中では車椅子対応の車両は、現在はありません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） だから、それを福祉というのかということなのですよ。だから置き去りにするもの、かゆいところに手が届くではなくて、市民を置き去りにしているというふうに感じるんですよ。ですから、そういうことを議論していくべきだと思うんです。

この際ですから、本当に求められる人に手を差し伸べる、寄り添ってあげる。これが、行政の役割ではないですかね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員から御指摘のありました、車椅子対応の車両というのは我々も課題というふうに認識しておりまして、実は今どうやったら車椅子対応の車両がデマンドタクシーの仕組みの中に盛り込めるかというところを、勉強を始まったところでございますので、これ経過につきましては決まり次第、議員の皆様、広く市民の皆様に

お知らせしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 分かりました。随分前向きな、現在進行形なのでしょうけれども、よろしく願いしたいと思います。

それでは、新規、新しいタクシー会社が参入する予定はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 私どもは、新規で新しい会社が入っているという情報は、今のところつかんでおりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 情報はということは、そこは商工会に委ねてあるという解釈でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新しいタクシー事業者が入ってきた場合は、デマンドタクシーの中の仕組みに賛同していただいて協力していただけるか等は、市が、市と商工会、ほかのタクシー事業者と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、現場から上がってくるということですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々のところにも様々な会社の情報とかというのは入ってきておりますし、おのおの商工会も持っておりますので、そこは情報共有しながら、今度こういうところがやるんだけれどもこの枠組みに入れないかとかというのは、協議していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目⑤を終わります。大項目2、終わります。

続きまして、大項目3、生活道路の整備について、伺います。

小項目①、生活道路とは、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 16番西山議員の御質問にお答えいたします。

小項目①生活道路とはの御質問でございますが、生活道路とは道路法などの法律上明確な定義はございませんが、警察庁の交通規制基準では一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路とされております。具体的には、市民の皆様が住民などから主要な幹線道路に出るまでの間、利用する道路であり、通勤、通学、日常、買物、地域活動など、市民生活に最も身近で欠かせない道路でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） イメージが湧きました。日常ということなので、特に高齢者、

車を使わない、徒歩あるいは今の三輪バイクだとか、三輪車というのですかとか、あとはやっぱり一番、児童生徒、あるいは園児の子どもたちを守るような、そういうことを考えていただきたいと思うのですね。

ですから、それがつまり生活道路ということでしょうが、御理解していただいておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 生活道路を整備する効果につきましては、道路幅員を確保することにより車両の通行や擦れ違いがしやすくなり、地域住民の日常生活における利便性の向上が図られると思っております。また、消防車や救急車などの緊急車両の進入性が向上することで火災や救急時における迅速な対応につながり、市民の安全安心の確保にも寄与するものと考えております。さらに、通学や地域住民が日常に利用する道路においては、歩行者や自転車の安全性の向上、災害時における避難や緊急活動の円滑化など、防災減災の面からも効果が期待されていると思っております。

このように生活道路を整備することは交通の円滑化だけでなく、市民生活の利便性、安全性、防災性の向上につながる重要な取組と考えております。

○16番（西山 猛君） 終わります。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後零時16分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔17番 石松俊雄君登壇〕

○17番（石松俊雄君） 17番、市政会の石松です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で質問をいたします。

大項目1、下水道事業におけるウォーターPPPの導入について。

令和2年第4回定例会におきまして、私は生活排水処理の現状と課題について質問をいたしました。当時、下水道事業会計の赤字補填に当たる一般会計からの基準外繰入金が約3億円に上ることや、特に農業集落排水事業において使用料が処理原価を大きく下回る状態であることを指摘をしました。また、今後の経営改善に向けて公民連携の可能性を伺いましたが、当時の答弁では、笠間市のように小規模な事業では活用は見込みにくい状況であるとのことでありました。

しかし、5月21日の全協での報告によりますと、笠間市の下水道事業は供用開始から30年以上が経過をし、施設の老朽化に伴う管理、更新業務の増加が見込まれ、今後職員だけ

での対応が困難となる状況に直面をしているということでありました。さらに、国土交通省が令和9年度以降の污水管路改築に係る国費支援について、原則10年間の長期契約で民間事業者に委託するウォーターPPPの導入を要件化する方針を示しております。国費支援が受けられなくなれば市の財政負担は大きく増加するため、笠間市においても導入に向けた準備を進めているということでありました。

令和7年度の導入可能性調査を経て、今後の下水道事業の安定的な継続を目指す笠間市の姿勢を踏まえて、5点にわたって質問をいたします。

小項目①の質問です。

令和2年に私が指摘をいたしました、農業集落排水事業の低い経費回収率や一般会計からの多額の繰入金への依存といった構造的な問題が、今回の公共農業集落排水一体型のウォーターPPPの導入によってスケールメリットが働いて、解決に向かうと期待をしてもいいのかどうか。導入は難しいとされた民間活力が、今回の方式によって笠間市下水道事業の経営改善にどのように結びつくのか、簡単に御説明ください。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 17番石松議員の御質問にお答えいたします。

令和2年に指摘した経営課題の解決と導入方式についてとの御質問ですが、まず経営状況についてお答えいたします。

令和7年度決算見込みでは、令和5年の農業集落排水事業の地方公営企業法適用による公共下水道事業との会計一本化を経て、一般会計の繰入金は9億731万4,000円となっており、うち基準外繰入金が1億6,704万8,000円でございます。また、農業集落排水事業の経費回収率は63.7%でございます。

令和2年の答弁時と比較いたしますと繰入金は縮減しているものの、依然として一般会計からの繰入りに依存している状況にあり、また農業集落排水事業の経費回収率につきましても改善はしておりますが、いまだ低い状況でございます。

今回のウォーターPPP導入につきましては、公共下水道と農業集落排水の両施設を包括して管理や修繕、更新計画策定を民間が一体的に実施をして、今後増加が見込まれる施設の老朽化に伴う管理更新業務を効率的に行うことで、維持管理費の低減を目的としているものでございます。これにより、一般会計繰入金の縮減と経費回収率の向上に寄与するものと考えております。

また、御質問でもありましたが、ウォーターPPPの導入決定が令和9年度以降の一部管路を除く污水管路の改築に係る国費支援対象と要件となっていることでもございますので、国費支援がなくなれば管路改築費に係る市の財政負担が大きく増加することから、導入を推進しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ありがとうございます。ウォーターPPPの導入によって一体

化で効率化をしていくということと、それから国庫補助の確保をきちんとやるという、そういうことであれば経営改善に結びついていくだろうということは、今の御答弁の中で理解をすることができました。

ただ、それを実現するには、民間事業者の積極的な参加が不可欠になるわけですね。先日の全協での説明の中であったサウンディング調査によりますと、18者中、約8割の企業が参画に意欲がある、あるいは事業内容によっては判断をするというふうに回答されていますから、非常に民間会社は関心を持っているということが言えると思うのです。

ただし一方では、原則10年という、言わば長期契約になるわけですから、契約期間中の価格変動リスクへの対応について懸念が示されておりました。また、施設廃止等に伴うリスク分担の不明確さを懸念をするという、そういう声も、資料の中には書かれておりました。

今後、民間事業者が安心して参画できる環境を整えるため、物価変動リスクあるいは責任分担といったこういう懸念に対して、市としてはどのように条件整備を図っていかうと考えられているのか、これも簡単に御説明ください。

○議長（畑岡洋二君） これ、小項目②に移る。

○17番（石松俊雄君） はい、小項目②です。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 民間事業者の懸念事項への対応との御質問でございますが、マーケットサウンディング調査で懸念事項として挙げられた、物価人件費の上昇への対応、性能発注における評価指標やリスク分担、維持管理と更新を一体的に行う際の役割分担など極めて重要な課題であり、民間事業者が安心して参画できる環境を整えることが必要だと考えております。

そのため、今年度実施するアドバイザリー業務の中で、事業スキームの整理と併せて、価格変動のリスクや施設の老朽化による修繕範囲、突発的な修繕や使用変更の対応、契約期間中の役割分担などについて、要求水準書や仕様書、契約書等にどのように反映していくべきか、具体的な整理を進めてまいります。また、これらの整理を進めるには民間事業者との対話が重要と考えておりますから、対話を重ねながら慎重に検討してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） アドバイザリー業務を通じて整備をされていくということだろうと思うのですが、このアドバイザリー業務の中で進められる、言わばルールづくり、その過程の内容についてなのですが、これは仮定の段階で、私ども議会にはきちんと内容は逐次、報告はしていただけるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） アドバイザリー業務の内容につきまして、一定程度整理された段階で、事業の方向性をお示しできる段階には節目節目で議会のほうに報告させて

いただきます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。

それでは、小項目③の質問に入ります。地元企業への影響についてお伺いをいたします。

全協でも質問がございましたけれども、ウォーターPPPのような大規模な包括発注が行われますと、市内の中小企業が仕事を受注できなくなるのではないかという危惧、誰でもそういう危惧を持ちます。

今回、市が最適としたコンストラクションマネジメントなしの更新支援型は、更新工事自体は引き続き市が発注をする、全て民間事業者が発注する。更新実施型と比較すれば、地元企業へ与える影響は小さい、その点は私は評価をします。

ただ、全協での報告によりますと、サウンディング調査で、地元要件の設定に関する要望が5者から寄せられているということでありました。実際の公募に当たって市内企業が継続して維持管理や修繕等の事業に参画できるよう、地元要件の設定などそういうことが考えられるのですが、どのように配慮されるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 地元企業の参画等についてとの御質問ですが、ウォーターPPPは民間事業のノウハウを活用し下水道事業の持続性を高めるための手法であり、決して地元企業を排除するものではありません。特に、管路の維持管理における日常的な修繕や災害時の緊急対応とか、地域固有の道路事情や施設状況の把握などの点については、地元企業が有する豊富な経験と機動力が事業運営に欠かせない強みであると認識をしております。

国におきましても、地元企業が代表、構成、協力、下請など多様な形で参画できるよう検討することが重要と示されております。本市につきましても、導入検討に際しては、地元企業が不利な立場に置かれたり、地域に根差した地域管理体制が損なわれたりすることがないように、今年度実施するアドバイザー業務の中で事業範囲や発注方式、評価基準などを整理しまして、要求水準書や仕様書、契約書等にどのように反映していくべきか、具体的な検討を進めてまいります。あわせて、市内業者と対話を通じて、参画可能な業務や受注機会への影響を的確に把握して、検討を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） アドバイザー業務の中でも進められていくことも含まれているのでしょけれども、要するに地元企業を排除するものではないと、そこはちゃんと保護しますということなんだろうと思うのですが、私どもは保護しますという言葉聞きたいわけではなくて、どうやって保護するのかと、そこをどう考えているのかというところを知りたいわけですよ。だから、アドバイザー業務の過程においても、きちんと市議会にも報告してくださいということを先ほど申し上げました。

ちょっとそれにアドバイザー業務に入るに当たって、3点ほどちょっと確認をさせていただきたいことがあります。

1点は、大体参加資格の中に、地元企業とのJ Vの結成を義務化していただきたいということなのですね。代表企業が大手企業、プラントメーカーだとかゼネコンでも構わないのですけれども、必ず市内に本社を置く企業、〇〇者、何者以上と共同、J Vを結成しなければ応募できないという、そういう条件設定ができないものか、そういうのは可能なのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 地元企業とのJ V結成を参加資格として義務づけられるかとの御質問ですが、ウォーターP P Pにおける事業者の実施体制につきましては、J Vもあるのですが、J Vに限らずS P C、いわゆる特別目的会社の設立だったり、代表企業、構成企業、協力企業として参画すると、そういった様々な形態が想定がされます。

そのため、本市におきましては、今後の業務の中でどういう仕組みで体制づくりをしていくかは検討してまいるのですが、仮にJ Vやほかの実施体制になるにいたしましても、議員おっしゃる、市内に本社を置く企業何者含めるかといったような具体的な条件設定につきましては、競争性や公平性、また実際に参画可能な地元業者の業務範囲や体制などを踏まえて検討する必要があると考えておりますことから、慎重に検討すべきものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 配慮していただけるというふうに理解をいたします。

それから、総合評価落札方式で、地域貢献度の加点をしていただきたいというふうに申し上げたいところなのですが、笠間市の場合は総合評価落札方式ではなくて、民間事業者からの提案内容を、そこを重視するプロポーザル方式で選定をされるというふうに、先日担当課のほうからお聞きをしております。

このプロポーザル方式というものは、結局のところ、企画提案書の作成のノウハウを持つ、やっぱり大手企業のほうが有利になる。これは、どこでもそうなのですよ。だからこそ、地元企業をいかに評価するかということが私は問われているのではないかと思います。

ですから、審査基準の中に、地域経済への波及効果だとか地域貢献度という項目をちゃんと設けていただいて、そこに高い配点を割り当てるような、例えば維持管理や小規模修繕の何%以上を市内業者に下請発注するとか、あるいは資材や機材の調達を市内の業者から行うとか、あるいは地元からの新規雇用を創出するといった、そういうことを提案した企業には加点をするというような、そういう採点基準にさせていただきたいんですけれども、そういうことは可能ですか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） ウォーターＰＰＰは、設計工事、維持管理といった多様な業務を包括的に行う業務であることから、価格だけではなく、業務の実績や地域貢献度を含めまして、総合的な評価を踏まえて事業者の決定をする予定としております。

何％以上の市内業者に発注すると言ったような具体的な文言につきましては、今後市内の業者の対応可能な範囲とか、実際の履行確認の方法など整理する必要があることから、そういったことも踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○１７番（石松俊雄君） 検討していただけるということですから、これ以上はお聞きしません。

３点目は、ちょっと要求水準書にきちんと明記をしていただきたいということと、その水準書に明記をした中身、約束事が守られているのかどうかということもチェックできるようにしていただきたいということなのですね。

ですから、契約期間中、１０年間を通じて継続的にちゃんと地元で仕事が回るような仕組みをつくっていただくのは、契約はそういう契約をしていただくんですけれども、１０年間にきちんとモニタリングをしていただいて、その約束が達成していなかったらペナルティーを科すという、そういう制度を基準にしていいただきたいのですけれども、それもできるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 契約は１０年という長期間ですが、事業の進捗の管理する監査やモニタリングについては、下水道の市の担当者が受け持つこととなっております。そういった中で、きちんと履行確認がしているかどうかの確認をさせていただきます。

それで、仮に契約書に書かれている内容の不履行があった場合、きちんとペナルティー、例えば改善指示事項、契約上の措置も併せて、整理をしてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○１７番（石松俊雄君） 分かりました。アドバイザー業務の過程をちゃんと報告していただけるということですので、この後はちょっと議会の中で私どももちょっとチェックというか、見させていただいて、また意見があれば言わせていただきたいと思います。しっかりと公募条件の中に、地元企業の保護という観点を組み込んでいただくようお願いをしておきたいと思います。

小項目④のスケジュールについて、質問をさせていただきます。

令和１１年度のウォーターＰＰＰ導入を目標として、令和８年度からアドバイザー業務を実施をして、具体的な準備を進めていくという、そういう予定が組まれております。

令和８年度から事業者選定までの具体的なスケジュールと、現在行っている包括的民間委託契約からウォーターＰＰＰ事業開始までの期間の間、ここを現在の契約延長などを考えられているのだと思うのですが、この移行措置の期間、移行措置の間どのようにされる

のか、計画があれば教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 今後のスケジュールと移行措置についての御質問ですが、ウォーターＰＰＰの導入につきましては、現在、令和11年度からの事業開始を目標として、段階的に準備を進めているところでございます。

今後の進め方といたしましては、まず今年度にはアドバイザー業務を実施して、事業範囲や官民の役割分担、リスク分担並びに契約条件等を詳細に検討を着手してまいります。その後、実施方針の公表、入札、公募など手続を順次、進めた後に、令和11年度から事業の開始を目指してまいります。

また、移行期間中の対応につきましては、現在実施している包括民間業務委託からウォーターＰＰＰへ円滑にバトンタッチできるように、必要に応じて現行の契約の期間延長や別途契約の締結を行いまして、業務の空白期間が生じないように実施してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ちゃんとやるという、そういう答弁だろうと思います。そういう答弁されるだろうなと思ったのですけれども。

小項目⑤の質問に移らせていただきます。

2月の全員協議会で示されました。2月ですね、公共下水道事業全体計画及び事業計画の変更案とウォーターＰＰＰの関連について、お伺いをいたします。

2月に示された計画の変更案では、令和8年度から令和14年度にかけて、岩間処理区の統廃合による管路新設や中央工業団地の中継ポンプ場新設など、浄化センターともべの増設検討分を除いても、実質で20億2,000万円の大規模な事業費が見込まれております。

一方で、ウォーターＰＰＰのサウンディング調査において、民間事業者からは、施設廃止に伴う事故等の責任の所在、費用負担の不明確さや、統合に係る事業費の見積りの前提条件の不明確さに対する懸念も複数示されておりました。さらに、最大28億円と試算されております浄化センターともべの処理施設増設についても、工業団地の排水量が確定するまでは検討事項ということで、これは計画の中、不確実な状態のまま残されているわけです。

ウォーターＰＰＰは、令和11年度からの導入目標と今部長が言われましたけれども、この事業期間中、令和8年から令和14年度のこの計画の途中で、民間への大規模な移行が実施をされるということになるわけです。岩間処理区の統廃合という具体的な懸念材料、友部の処理施設の増設、これ28億円規模の大規模な各自不確定な要素を抱えたまんま、民間業者は見積りを立てていかなければならないんですね。そうすると、結果として、入札価格が高止まりするのではないかという、そういう懸念を私は非常に感じるんですね。

これらの計画変更案における大規模事業、不確定要素をウォーターＰＰＰの要求水準やリスク分担でどういうふうに整理されて事業者に提示をしていくという方針なのか、その

辺教えていただきますか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 新たな事業計画変更案とウォーターＰＰＰの整合性についての御質問でございますが、事業計画の変更等とウォーターＰＰＰの導入はいずれも本市の経営課題の解決を目的したものであり、方向性としては整合しているものでございます。

事業計画変更に伴う大規模事業や不確定な要素、工業団地の不確定な要素でございますが、そういったものにつきましては、入札開始までには一定の方針を公表できるように、現在も調整を進めているところでございます。また、要求水準やリスク分担につきましては、今後のアドバイザリー業務の中できちんと民間の事業者と対話を通じて、きちんと適正に方針をまとめて入札に臨みたい方向で進めております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○１７番（石松俊雄君） 入札開始までに一定の方針を示したいというふうにおっしゃられたのですが、それは一定の方針を示していただかなければ困るのですが、一定の方針の中身なのですよ、私どもが今ちょっと聞きたかったのは。

結局、民間企業というのは、よく分からないリスクというのを一番嫌うわけではない。重々御承知のことだと思うのですが、結局条件が曖昧なまま公募が始まってしまうと、リスクプレミアムというのが見積りに乗っかってきますよね。そうすると、競争入札ですから、全ての民間事業者が乗っけてきたら、それは当然入札価格が高止まりしてしまうということなのですよ。私は、そこを心配しているんですね。そうならないようにしていただきたいということなのです。

ちょっと、３点ほどちょっと確認をさせていただきたいのですが、要求水準書の中に明確にちょっと書いていただきたいことがあります。

一つは、友部の浄化センターの増設に関する費用負担なのですね。これ工業団地の汚水量の増加に伴うこの28億円の増設というのは先ほど申し上げましたけれども、検討事項になっています。これ、もしＰＰＰ契約期間中に増設が必要になった場合、その責任と費用負担を民間会社が持つのか、その辺をきちんとしておかないといけないのではないかなということなのです。

増設リスクについては、ちゃんと市が責任を持つとか、あるいは別契約にするとか、そういう費用負担のルールを明確に分けるということ、これは要求水準書の中にきちんと明確にする必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） まず、浄化センターともべの増設について、状況ですが、事業計画変更時はまだ不確定情報といたしまして、汚水量の排出量、排出時期が未確定だったために、浄化センターともべの増設なども検討の一つと考えておりました。

ただ、その後の事業計画の計画でしたり、排水の予測の見通しなどで精査を行いました結果、現ともべ処理場の処理能力で賄うことができるというめどが立ったということで、増設に関しましてはリスクというものはございません。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。増設しないという結果が出たということですね。

それでは2点目なのですが、2点目は、岩間処理区の統廃合がPPPの導入時期と重なるわけですね。これ民間事業者も施設廃止に伴う事故や費用の責任所在を強く懸念をしているというのが、この前の資料の中にもありました。

古い施設の廃止措置、あるいは新しい管路の初期不良のリスクなどについて、PPPの事業者には責任を負わせない要求水準書の中に、いつからどこまでを民間が責任を負うかという、そういう責任分界点というのですけれども、そこを明確に規定をする必要があると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 岩間処理場の統合につきましては、民間事業者に過度なリスクを負わせることがないように検討してまいらなければならないと考えております。

今後の作成する要求水準書におきましては、例えば古い施設の廃止措置に関わるリスクは市が負担することとか、また新設する管路の初期不良については施工業者の責任とすることなど、明確に切り分けて検討してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 最後、3点目です。こういう物価高騰、それからエネルギーの高騰の時期なのですけれども、スライド条項ですね、サウンディング調査の中でも価格変動リスクが、懸念をかなりの会社がされていましたが、このスライド条項を契約の中に盛り込んでいただく、これは必ずしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 10年という長期契約になることから、そういった予期せぬ物価や人件費の変動は生じる可能性ございます。そういうことは考えておりますので、こういったスライド条項のことについても、契約書等で盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ありがとうございます。

これからアドバイザー業務に入っていくので、これからが正念場というか、課題だろうというふうに思います。私は先ほど申し上げましたように、リスクの負担によって入札価格が高止まりするということを、非常に心配をしているんですね。結局、高止まりしてしまえば、そこは税金の無駄遣いになってしまうということなので、そこには十分配慮と

いうか、考えていただいて、アドバイザー業務に当たっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

令和2年に私は経営課題の解決に向けて2点ほど指摘をさせていただいておりますが、このPPP導入によって、その課題が解決するかどうか、すればいいなという、そういう期待を込めて、今後の成り行きというか、行く末を見詰めていきたいなと思います。しっかりと議会の場でも検証させていただきますので、報告のほうをしっかりとお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

大項目2、笠間の菊まつりにおける児童の菊栽培事業の見直しについての質問に入ります。

笠間の菊まつりは笠間市が誇る伝統行事でありまして、子どもたちが菊を育てる取組が郷土愛の醸成に一定の役割を果たしてきたことは、私も十分認識をしております。しかし、時代が変化する中で、この事業が現在の学校現場の状況に合っているのかどうか、真摯に見直す時期に来ているのではないかと考えております。

昨年、令和7年度からは一律参加ではなく、学校ごとの希望制度へと移行したというふうにお聞きをいたしました。一見すると、学校の裁量を尊重して負担軽減を図ったかのように見えるのですが、ただ希望制にしたから解決したとは言えない。むしろ、希望制にしたからこそ、新たな問題が生じているのではないかなというふうに、私は危惧をしているところなのです。そこで、現状と課題と今後の在り方についてお伺いをいたします。

小項目①の質問です。

昨年度、実際に希望した学校と希望しなかった学校の数、どれぐらいの割合だったのかということ。それから、具体的に希望しなかった学校の希望しなかった理由について、教育委員会としてどのように把握、分析をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 17番石松議員の御質問にお答えをいたします。

学校での菊栽培につきましては、議員おっしゃるとおり、伝統ということでやってまいりましたけれども、学校が、子どもたちが菊を栽培するのは2007年の第100回の菊まつりからになっております。今年で20回目を迎えることになります。

主に小学校5、6年生と中学校1年生が取り組んでまいりましたが、議員御指摘のとおり、昨年度につきましてはアンケートの結果に基づき、子どもたちや教職員、そして保護者の負担軽減を図るために、市観光課と見直しの協議を行い、昨年度は市内全ての学校の実施ではなくて、1校除いて15校でやってまいりました。

不参加になった1校につきましては、やはり教職員の負担が大きいということで見送ったというふうに分析をしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 教職員の負担が大きいということで希望しなかった学校があったと、1校だけですけども、そういうことは確認をできるのですけれども、私はこの状況に問題があるのではないかなというふうに思うんですね。

希望制の問題点は、こういった同調圧力というか、本市にとってはとても大事な菊まつりですよ。伝統もあるし、最古の伝統行事であるわけですけども、そういう状況の中で、なかなか近隣の学校というか、ほかの学校がやっているのにうちだけやらないというふうには言い出しにくいという状況があったりとかそういうことが、菊まつりだからという、何ていうのでしょうか、学校側の付度というか、そういう意識が働いて、本当は大変なんだけれどもやってしまう、やらざるを得ないという状況が、私はあるのではないかなと思うんですね。

だから希望制にしたけれども、希望制にしたことによる問題点というのがあると思うのですが、その辺は教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 議員御指摘のとおりのところは多いと思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、郷土教育という言葉が出てきましたけれども、もともと本市は、笠間の市民の花が菊であり、鳥はウグイス、そして木は桜ということで、私は5年前就任したときに、本当に子どもたちにとって情操教育の面で、グローバル教育の面で、子どもたちが菊を育てるという活動はとてもいいことだという話を校長会でしました。それが同調圧力だと言われれば同調圧力なのかもしれませんが、子どもたちが一つの物事、生き物を育てるという過程は私は大変重要視したいなと思っていますので、例えば菊まつりの菊栽培以外のものを各学校でやれるのであれば、郷土愛を育てるとか、そういう意味で代替があるのであれば、私はそれに変えてもいいと、そういうふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ちょっと今の教育長の答弁で、聞きたいことがちょっとあるのですが、小項目②と小項目③をちょっと順番入れ替えて質問してもよろしいですか、議長。

○議長（畑岡洋二君） はい、結構です。

○17番（石松俊雄君） いいですか、すみません。

それでちょっと今、教育長の答弁に対して、ちょっと保護者のことについて先に質問させていただきます。

教育長がおっしゃっていることは重々分かるんですね。ただ、保護者というのは、結局毎日水やりやらなければいけないし、菊まつりに出す菊ですから、もう絶対枯らしてはいけないという相当な、相当と言っていいかどうか分からないけれども、結構やっぱり心理

的なプレッシャーがやっぱりあるんですね。今は共働き世帯が前と違って当たり前になっていますから、こういう、過度というふうに言っているかどうか分かりませんが、保護者への負担がかかるという、そういうことに対する不満や不評というのは私は結構聞いているのですけれども。希望制という仕組みは、こういうことをきちんと捉え切れていないのではないかなあというふうに私は思っています。

こういう保護者に係っている物理的あるいは精神的な負担について、教育委員会としてはどう考えられていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、私も負担に感じている保護者がいるというのはメール等で存じております。やはり、夏休み中の水の管理というところが一番問題で、家庭に持ち帰らせているという状況が続いております。

ただ、それを学校で全部預かって教職員が水やりをやったり、地域の人が水やりをやることで、子どもたちがある一定の大事な生き物を育てる期間を自分の目で確認できないということ自体が私は問題があると考えていたので、そのまま同調圧力ではないですけども、子どもたちが生き物を育てるという活動は全面的に応援したいなと思うのですけれども。

今の議員の御指摘を受けて、今後は夏休み中の持ち帰り等は十分検討しながら、今年度からちょっと変えられるものは変えていきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） では、夏休みの持ち帰りについては検討していただけるというふうに、そこは受け止めたいと思います。

もう一つは、保護者だけではなくて、教職員の負担についてですね。これは小項目②の質問になるのですけれども、教育委員会で新しく策定されました学校の働き方改革プランでは、令和9年度末までに月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにするという新たな目標が掲げられております。この目標達成に向けて、これまでやってきたかなという、いわゆる前例踏襲を見直して、授業づくりとか、子どもと向き合う時間を先生方が確保するために業務改善が進められている、これは私は高く評価をいたします。

例えば、笠間市の陸上競技会や音楽の集いが廃止をされました。それから、小学生の相撲大会も地域の、社会体育ですか、に移行したりというふうには伺っております。それと、休日の動植物の世話も、地域のボランティアに委託をするという、そういうことも進められているということも伺っています。

そうすると、菊栽培についても、やっぱりそういうふうに取り扱っていただくことはできないのかなということです。当然、夏休みの持ち帰りについては考えていただけるということなのですが、ただ学校での先生の負担というのは残りますよね。その辺についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、議員おっしゃるとおり、負担感は、それぞれ職員が持っている負担感が違うんですよね。私もアンケートを読みましたけれども、大変これ負担だと思っている職員もいれば、生徒と一緒に花の、いわゆる菊の水やり隊を結成して、土日と一緒に先生方とやっているんだという学校もあるわけです。それから、自動散水機を設けて自動散水システムを作っているという学校もあるので、そういう点を踏まえながら今後負担にならないように、地域のボランティアの方々を活用してというのはコミュニティスクールとしては大変重要な部分だと思うので、外に出せるものは外に出していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 今が小項目④の質問の答えになるのかもしれませんが、小項目④の質問に入らせていただきますが、要するに教職員の過重労働とまでは言いませんけれども、学校の本来の業務以外の余計な仕事、あるいは保護者の多大な負担、そういうものの上に成り立つ行事とかというのは私はあまりよくないと思いますし、その負担の上に成り立つということによって、菊まつりだとか菊栽培に対して悪いイメージを持たれるというのも、私はこれ逆効果ではないかなというふうに思うんですね。

そうしますと、先ほど地域のボランティアの活用というふうには教育長には言っていたいたのですが、これを学校の授業ではなくて、社会教育事業とか地域事業へ、やっぱり変えていくべきだと思うんですね。フッ化物洗口なんかも、私なんかそうなのですけども、それと併せてそういう検討というのは、教育委員会の中ではやっていただけませんか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） とても議員のおっしゃるとおり、いいお話だと思うのですが、社会教育に移行すれば、子どもたちが、好きな子だけが参加するというふうになってしまうので、そうすると体験格差の問題が出てくると思って、学校でみんなでやろうという形で今までやってきました。

ただ、やりたい子どもたちとやりたくない子どもたちというのはもうはっきりしているので、その検討も含めながら、もう本年度は希望制でも15校やりたいということで希望してきていますので、来年度に向けて検討はしてまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） やりたいとかやりたくないとか、そういうことではないんですよね。それから、事業がいいか、悪いかではないんですよね。私が申し上げているのは、教員の負担、それから保護者の家庭での負担、この負担の現実について、ちゃんと教育委員会として捉えていただきたい、考えていただきたいということなのです。

その負担がないような形で、ぜひこの事業については今後進めていただきたい。そうす

ると、やっぱり社会教育事業、地域事業にするということが、私は一番いいことではないかなと思います。これ以上、学校の先生の負担をやっぱり上げるということは、今本当に先生の成り手が少なくて、もちろん教育委員会が一番困っているのしょうけれども、そういう実情にありますから、そういうことを解消していくためにも、ぜひともこのことについては教育委員会の中で検討していただくということを最後をお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 17番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで1時55分まで休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時55分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番長谷川愛子君の発言を許可いたします。

〔2番 長谷川愛子君登壇〕

○2番（長谷川愛子君） 政研会の長谷川愛子です。通告に沿って質問をいたします。

議長、資料の提示の許可をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○2番（長谷川愛子君） 大項目1、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランについて。

本市においては、人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、変化に強い行政運営体制の確立と地域特性のさらなる強化が求められると考えております。また、コンパクト・プラス・ネットワーク、すなわち地域活力を維持し、医療・福祉・商業の生活機能の確保、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通との連携の考え方を踏まえた持続可能なまちづくりを推進し、次世代へ引き継いでいくことが最も重要であると考えております。そこで、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランについて伺いをいたします。

後期施策アクションでは持続可能性の向上、社会変化への対応強化、そしてDXの加速化、三つの視点で施策を展開されてきましたが、小項目①、多くの議員の皆様が伺いしておりますが改めまして、本市が掲げる「文化交流都市」の理念と目指す将来像について伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 2番長谷川議員の御質問にお答えします。

本市の将来像につきましては、合併時に策定した新しいまちづくり計画の都市像を受けまして、第1次総合計画では「文化交流都市 笠間」を将来像に掲げ、平成29年度からの第2次総合計画においてもこの将来像を引き継ぎ、まちづくりを推進してまいりました。

文化交流都市の「文化」とは、本市の豊かな自然、多彩な芸術、受け継がれてきた伝統、

多様な産業、そして暮らしや地域の絆などを総称して本市固有の文化と定義しまして、次世代に引き継いでいく重要な地域資源と位置づけております。

さらには、この文化に磨きをかけて新たな価値を創出するとともに、市内外の交流と連携を深めながら、将来にわたる本市の成長・発展・持続を目指します。それを市民と行政が一体となって挑戦し続けることで市民が安心して暮らし続け、将来に対して期待や希望を感じることでできるまちづくりを実現することが、文化交流都市の理念であります。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

それでは続きまして、小項目②、総合計画後期施策アクションプランのこれまでの実績及び評価についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まだ終わってはおりませんが、今の段階で結構ですので、お話のほうを頂戴したいと思います。また、内容が多岐にわたっておりますので、大項目2につながる観光事業について絞ってお伺いをさせていただきます。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 総合計画後期施策アクションプランにつきましては、令和8年度を終期とする5年計画であり、今年度、次期総合計画の策定を進めているところでございます。

御質問の観光事業につきましては、後期施策アクションプランの第4章産業の分野に観光施策を位置づけまして目指す姿を「人と人が交流する観光のまち」としまして、主な取組として、道の駅かさまなどの観光交流拠点の機能強化や市内周遊性の向上、また国内誘客のほか、台湾交流事務所と連携したインバウンド誘客の強化等を進めてまいりました。

成果指標の一つである観光入込客数を例に挙げますと、令和7年度までの4年間の取組によりまして、コロナ禍で令和2年度は約263万人まで減少しておりましたが、令和7年度速報値では約337万人まで回復していることなどが取組の成果と捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） コロナ禍のほうがございましたので、今回の5か年というのは数字のほうが思った以上のところでV字回復するかというところが、今後検討していくところなのかなと、確認のところかなとは私のほうも思っております。

それでは続いて、小項目③へと進ませていただきたいと思います。次期総合計画策定に向けたスケジュール及び市民の意見の収集方向についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 次期計画となる第3次総合計画の策定スケジュールにつきましては、現計画の検証や基礎データの分析を進めるとともに市民や各種団体のヒアリングを行い、現状と課題を整理し、基本構想、基本計画の策定を進め、若手職員によるワーキングチームや庁内策定委員会、外部委員から成る審議会を経て、議会への報告を行いな

から取りまとめ、来年３月の定例会に議案を上程させていただく予定でございます。

また、市民意見の聴取につきましては、学生や子育て世代の保護者をはじめとする市民、各種団体や事業者との意見交換会、パブリック・コメントなど、幅広い世代の意見を取り入れながら進めてまいります。特に、総合計画の骨格となります将来ビジョンや政策の柱については、皆様の御意見を反映したいと考えておりますので、市民団体の会議への参加など、意見の収集を開始したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○２番（長谷川愛子君） 事前にお話を伺いましたところだと、１年間の中で、皆様の、これまでもいっぱい意見はいただいていたと思うのですが、さらに集約をして、そしてそちらを最上位である今回のアクションプランのほうにと、これから計画を練っていくというところでお話のほうは頂戴しております。

それではここで改めまして、これからの施策策定について、大きな今日までとの計画の違い等がございましたらお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 第３次総合計画の主な変更点でございますが、現計画におきましては、総合戦略であったり行財政改革大綱など関連する複数の計画があるということから、全体のビジョンが分かりづらいという点、また災害や物価上昇など環境や社会情勢の変化が予測困難な中、柔軟な政策転換や市民ニーズへの迅速な対応が難しいという点などがございました。

これらを踏まえまして、次期計画においては全体の構成を基本構想と基本計画の２層構成とした上で、関連する、先ほど申しました計画等を基本計画に包含するという事で、市の将来ビジョンや施策が分かりやすい内容といたします。また、社会情勢の変化に伴う柔軟な対応が可能となるよう、計画期間をこれまでの１０年間から５年間とすることで、策定を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○２番（長谷川愛子君） ５月の全協のほうでも御説明をいただきましたので、この中からとても、私自身も何度も読ませていただいて、とても分かりやすかったので、こちらのほうを提示させていただきたいと思います。

執行部の皆様はもう、もちろん御存じで進行のほう進めているかと思いますが、今日までは３段階の構想で計画のほうをつくっていたものが、右手にございます、こちら現行のほうですね。こちらのほうが、第３次計画におきましては２段階というような形で、課をまたいだ形で全体的なイメージが分かりやすくし、より分かりやすくすることを重点に置いて進めていくんだということのお話のほうを頂戴をさせていただきました。

こちら、本市の未来をつくる、何度もお伝えをさせていただきましたが、最上位の計画でございます。今後も諮問機関である議会への適宜、説明をいただき、私たち市議会議員

の意見も皆様のこちら、こういった大切な最上位である計画の中に盛り込んでいただきたいと思いますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

以上で大項目1を終了とさせていただきます。

続きましてこちらを踏まえた上で、大項目2、観光事業についてへと進ませていただきたいと思います。

笠間市は、歴史・文化・芸術・自然など多様な観光資源を有しており、交流人口のみならず関係人口の創出・拡大もまだまだ期待されます。観光を通じた地域活性化がさらに推進するために、今後の観光施策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、身近なところで、現状が分かりやすいと思ひまして、小項目①を挙げさせていただきました。本市のつつじまつり、陶炎祭、あたご山桜まつりの来場者数についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 2番長谷川議員の御質問にお答えします。

つつじまつり、陶炎祭、あたご山桜まつりの来場者の数についてでございますが、本年度、令和8年度の実績になります。

つつじまつりは無料開放期間を含め入場ゲートで通過者をカウントしており、26日間で4万3,361人。陶炎祭も同様に招待者、入場無料対象者を含め入場ゲートでの通過者をカウントしておりまして、7日間で8万2,951人。あたご山桜まつりにつきましては推計値となりますが、40日間で約2万人ということになっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

ではここで、全体的には推移のほうは上がっているという形で、どのように分析いたしますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 来場者につきましては、つつじまつりが前年115%程度伸びておりまして、陶炎祭につきましては天候の影響を受けましたので98%、昨対98.5%となっております。あたご山桜まつりにつきましては、昨年と同数の推計となっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

つつじまつりのほうが伸びているで、まず間違いありません。こちらのほうは、やっぱり昼間は観光客の方がいらっしゃって、夜は一般の市民も活用しているということで、結構とても楽しく過ごしているということのお話を頂戴しております。また、景色を変えてのすばらしいつつじまつりというのは、これからもさらにさらなる皆様の団体への告知等々が大事ななと思っております。また、陶炎祭のほうは、悪天候の中、関係者はじめ、

大変お疲れさまでした。

そして、私が今回注目をさせていただきたいのは、あたご山桜まつりについて、さらに先ほど村上議員のお話もございましたが、北山公園もそうですが、さらに集客を増加するような形で振興施策のほう持っていけるのではないかなと思っているのですけれども、その点どのようにお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） あたご山桜まつりでございますが、その前につつじまつりの伸びた要因というのがございまして、こちら茨城県の花絶景のキャンペーンというのに、つつじまつりがそのシーズンによって県内いろいろな花の見どころというところに取り上げられたことから、来場者が増加したというところでございます。

あたご山桜まつりにつきましても、県や県央の協議会であったり、4市町の観光協議会であったりとかというところにはイベントの情報というのは積極的に出しているところでございますが、その他マスコミ等にも積極的に情報のほうは出しているところなのですが、今回つつじまつりがこの県の花絶景キャンペーンに選定されて、PRがあったというところが大きいところだと考えておりますので、今後も、あたご山桜まつりもとてもきれいなお祭りですので、積極的なPRをしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） とても分かりやすかったです。どうもありがとうございます。

では、私がちょっと御要望としてお伝えをさせていただいた形で、また岩間地区にありますあたご山桜まつり、また友部地区にあります北山公園の桜というのは、これからまた笠間地区とは違った景色で、自然がもっとPRできるような観光事業につながるのではないかなと思っておりますので、ぜひ皆様のお力をいただきまして御協力をいただいて、たくさんのお客さんが来るような仕組みを取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で小項目①のほうを終了とさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、変更からまだ浅いですが、春の観光シーズンを迎えましたので、こちら提示をさせていただいておりますのは、観光周遊バスがこのように変更されていきますということで掲載をさせていただいております。もともとはたしか1本でバスが回っていたものが、色を変えまして、紫色のエリア16分間のエリアと40分間のエリアということで変更がされたということでございます。まだ1か月ぐらいしかたっていませんが、でも観光シーズン1回迎えているので、御意見等はあるのかなということを踏まえて、質問とさせていただきました。

では、小項目②、運行内容が変更された周遊バスの利用状況及び利用者からの御意見についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） かさま観光周遊バスの利用状況及び利用者からの意見についてでございますが、本年4月より観光拠点間の周回性の向上を図るための周回ルートと友部駅間の連絡ルートに2路線運行に変更したことに伴い、利用者につきましては前年4月との比較で133人の増、106.2%、5月では57名の増、102.4%となっております。

また、利用者からの意見や各観光施設に聞き取りを行ったところ、2路線運行にしたことで道の駅かさまでの乗換えの手間が生じることや、周回ルートの発着地となる笠間駅での待ち時間を懸念する声などが寄せられているところでございます。今後、交通渋滞の影響や運行状況、利用状況等を検証した上で、利用者からの意見や、停留所を配置している市内観光事業者との協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） 何事も一つ変更すれば、違った角度で御意見が来る、まさに象徴だなとは思いますが、私自身としましては様々な問題点がありましても、二分化することでお客様により選択肢を選ぶという形ができるので、そういった形でポジティブに考えて、これを続けていただきたいなという思いはございます。

それでは続いて、小項目③へと進ませていただきたいと思います。本年の観光シーズンにおける渋滞対策についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本年の観光シーズンにおける渋滞対策についてでございますが、市の取組といたしまして、市のホームページ、SNSによる早期の渋滞情報の提供や、昨年秋の観光シーズンからは慢性的に渋滞が発生する国道355号線と友部インターを避けるため高速道路跨線橋に渋滞回避の横断幕を設置し、さらに笠間西インターからは迂回ルートの案内看板を設置するなど、遠方からの観光客に対しての対策を講じているところでございます。

また、県教育センター、教育研修センター、市民体育館など市内各所へ無料の臨時駐車場を設置し、大型イベントの際はシャトルバスや臨時バスで会場まで運行するなどの対策を実施した結果、ゴールデンウィーク期間中につきましては昨年と比較して様々な渋滞対策を行ったことで、友部インターから乗り降りする車の台数が減少したことや市に寄せられる苦情件数が減少したことから、一定の効果があったものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） まさに私も毎年あの道を通りながら渋滞に巻き込まれるのですごく考えておりましたが、市民の皆様もそうですし、執行部のほうも早めな御対応をいただいておりますので、今年は私にとってはやはり皆様と同じ考えで、とても緩和がされているなということは感じました。

1点、ちょっともっとさらにここは強化すべきではないかなと思ったところにつきますと、もう一步ネットでの情報発信というのはもうちょっと強化できる場所だと思います。

ので、細かなところで何回も更新を変えるという形で職員の皆様のちょっとお仕事が増えてしまうかなと思うのですけれども、今プラスという感じで情報発信をしていただけるといいかなと思っておりませんが、その点については何かございますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 昨年から道路交通情報センターへのリンクとかをSNSで随時発信しているところでございますが、もう少し観光客の方にアプローチしやすいような形というところは我々も検討していかなくちゃならないところだと思っておりまので、今後どういう方法がよろしいのかというところを我々のほうで検討して、改善してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ぜひ、引き続きもう一步ネットを活用した形で渋滞対策が必ず取れると思っておりますので、御協力のほういただけますようお願いいたします。

続いて、観光でお客様が道の駅以外にも市内を立ち寄っていただけるような取組をたくさん行っておりますイベントの開催中に、どのような形で本市が取り組んでいるのかということでお尋ねをさせていただきたいと思います。

小項目④、各種イベント開催時における本市のPR活動の実施方法についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 各種開催時における本市のPR活動の実施方法でございますが、つつじまつり、陶炎祭、あたご山桜まつり等の各イベント会場におきましては、観光ガイドや観光周遊バスルートマップ、笠間ファン倶楽部通信など、笠間市内の観光案内や回遊を促すパンフレットを配布して、本市のPR活動を実施しております。

また、イベント会場のほか各観光案内所で、かさまコンシェルジュや笠間ふるさと案内人によるきめ細かい観光案内や本市の魅力発信を行っているところでございます。

また、ゲートウエーを有する道の駅かさまでは、栗や笠間焼のほか、そば、ランチ、かき氷など目的に特化した「かさまっぷ」を配布して、来訪者の周遊促進を推進しているところでございます。特にこの「かさまっぷ」のほうがかなり好評で、各種イベントの会場でも配っているのですが、すぐになくなるような状況ですので、今の時代にマッチした形のマップ、特化したマップを作成できたのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） では、ただいまのお話の内容ですと、部長と私にはちょっと価値観のずれがあるんだと思うのですけれども、私から見た目線でございますと、イベント内はとても盛り上がっている雰囲気はあるんですけれども、イベントの一步先を出たときにはやはり来訪者が、お客様がほかのところを歩いているような気配というのは感じな

いという実情があったので、こういった形でちょっと質問をさせていただきました。

例えば、例で挙げますと、陶炎祭のときは私3日間、中も入りましたが、ちょっと外も動かしていただいたんですけれども、その当時に、例えば芸森のほうは盛り上がっているのに、稲荷神社、そして駅のほうとかというのはやはりお客様が少ないなとかというのがございましたので、今部長の答弁だと「かさまっぷ」というのがとてもよいということで御提案をいただいておりますので、このさらなる強化なのか、あとはちょっと職員にもお話をさせてもらったんですけれども。

マップとして細かなところまで手をかけなくても、例えば笠間市内のおすすめのカフェとか、例えばお洋服屋さんとかいろいろいいと思うんです。酒蔵でもいろいろな形があると思うんですけれども、そういったものを例えばQRコードで会場のどこか一角に、協賛みたいな形でもいいのでちょっと提示することによって、よりマップで細かく見なくてもここだけ気になったからぼんと調べて自分自身で行ってみようかなとか、プラスアルファ観光客、大概車持っていると思うので、駐車場の御案内もそこだとネット上だと入れやすいのでといった形で、今までやっていたのはもちろんもう成果が既に出ているとは思っているんですけれども、さらに笠間市は観光として伸び代がある地域だと思っているので、そのようなことを取り組んでいただきたいと思ひまして、要望を上げさせていただきたいと思ひます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、我々の、自分で我々でいうのは何なのですが、成功事例としては新栗まつりのときの「笠間の栗もんぶらり旅マップ」であったり、「笠間てくてく栗図鑑」だったりというところが、市内の回遊性をすごく取れている事業だと思っていますので、その辺につきましても通年で、イベント時だけではなく通年で使っていただけるような周知の方法というものを考えて、それをイベントのとき、議員おっしゃられたように、QRコードで簡単に歩けるようなことを考えていきたいと思っておりますし、今の観光協会のほうで民間のウェブ予約の駐車場サイト、個人の空き地を駐車場にしませんかみたいな事業を、取組を始めましたので、駐車場の案内等を含め、我々総合的に観光客の方が市内を周回していただけるようなシステムづくりをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） 個人のところを、先ほどお話しいただいた個人のところ駐車場というのは、すごくいいアイデアだなと思ひます。陶炎祭のときにお客様が集まる場所にはやはり自然と、自分たちで駐車場使ってくださいという形で来訪客を皆さんでおもてなししているという雰囲気づくりが市内ですでているなと思ひますので、私も先ほど自分の意見を少し述べさせていただきましたが、皆さんの意見を寄せ合って、さらにお客様に喜んでいただけるような環境づくりを進めていただきたいなと思っております。

来訪者と市民双方にとって好循環の観光が、笠間市民があくまで主役であるというのが私の軸でございますので、笠間市民が主役の観光まちづくりというものをこれからも推し進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、小項目⑤へと進ませていただきたいと思います。笠間市街地活性化創業支援補助金の概要及び対象地域についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市街地活性化創業支援事業の概要についてでございますが、市で指定する対象地域で新築や空き店舗を利用した創業する方を対象に、工事費や設備費、備品購入費について補助を行うものでございます。

対象者には新規開業のほか、既に事業を営んでいる方が新たに別の事業を開始する場合も含まれます。補助対象業種は小売、飲食サービス業、生活関連サービス業と宿泊業を指定させていただいており、フランチャイズ方式による出店は対象外とさせていただいております。

補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、上限は300万円です。

要件としては、年間200日以上かつ1日5時間以上の営業を行うことが義務づけられており、なお3年未満で廃業した場合は期間に応じて補助金を返還していただく規定を設けております。

市の交付決定を受ける前に事業着手した場合には補助対象外となりますので、必ず事前に御相談いただくようお願いしているところでございます。

対象地域につきましては、笠間市立地適正化計画の五つある都市機能誘導区域のうち、友部、笠間、岩間の各駅の周辺地域を設定しております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） 現行の対象エリアというのは、原則といたしまして笠間市立適正化計画に規定されている駅周辺ということで間違いありませんかね。こちらのほうの御意見のほうにいたしたくて、先ほどからマップを提示させてもらっているんですけども、もともとこちら事業が二つあるのは分かっていて、約50万円頂けるものと、うまくいろいろなことがクリアすると400万円ぐらい頂ける今御案内させていただいたものと、2点あるかと思うのですけれども。

そこで1点、少なめの50万円のほうは市内全域、そしてもう1点に関しては御説明をいただいた形で駅周辺となっておりますが、笠間市といえれば必ず、この図のように、観光バスが回るぐらい観光地に特化している地域でありますので、駅周辺で物事を見るのではなく、観光地周辺とかまたちょっと違った視点で取らないと、道の駅ですごく新しい事業をしたいとかといったときに、道の駅周辺のところでは該当になっていないとかという問題点が出てまいりますので、描いた事業のスタートはよかったと思うのですけれども、現状の感じだと、それが市民の皆様とか市外から来た市民になる人たちにとって、いい内容に

はリンクしていないような気がしまして、ここで観光課と商工課がしっかりともうちょっと密に計画を立てるところかなと思ひまして、こちらのほうを掲載させていただいた形でございますが、その点につきまして御意見ございますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 議員おっしゃるとおり、笠間の観光、周遊性のある観光というところは認識しております。

今回の上限300万円の補助金につきましては、あくまでも都市計画上の立地適正化計画ということで、駅周辺の活性化というところを目指して制度設計したものでございますが、議員おっしゃられるとおり、いろいろなところに観光地があるというところ、商工と観光に限らず栗ブランドも含めて、産業経済部としてどのような方法で皆さんに補助事業をつくっていくのかというところは、今もまさに議論しているところでございますので、補助金につきましても今後改善して、より有効な事業になるようにというところを進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ぜひ、引き続きいろいろな角度から皆様に御意見を出し合っ、よりよい事業を御提案できるような形で、笠間を盛り上げていただきたいと思います。

以上で小項目⑤を終了とさせていただきます、次は小項目⑥へと進めさせていただきますと思います。

では、こちらは掲載のほうさせていただいておりますのは、大郷戸地区にございます富田家住宅について、小項目⑥ではお話のほうを伺いたいと思います。

これから宿泊施設として取り組んでおります富田家住宅について、活用方針では富田家から始まるかさまの未来100年先へつなぐ古民家再生プロジェクトとあります。富田家住宅から牧野家のつながり、地域の歴史を守り継ぐ内容となっております。こちら今お話をさせていただいたのは、大郷戸地区で開催をしました、KASAMAKINO株式会社の説明会で頂いた内容を基に、私のほうで御案内をさせていただいた次第でございます。

ではここで、小項目⑥、富田家住宅の整備進捗状況及び周辺インフラ整備の進捗状況についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君

○教育部長（松本浩行君） 2番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

富田家住宅整備の進捗状況の前段としまして、事業者決定までの経緯を申し上げます。

富田家住宅の保存活用を目的としまして、令和7年9月1日から公募型プロポーザルにより事業者の募集を開始したところ、KASAMAKINO株式会社1者から応募がありまして、その提案について10月23日にプロポーザル審査会が開催された結果、当事業者が事業候補者に決定されております。

この決定を受けまして、事業候補者により本年2月1日に住宅周辺の大郷戸地区住民向けの説明会が開催され、文化的価値の保存と地域との連携を目指す活用方針などについて地元住民の了承をいただいたことから、本市と3月3日に事業実施協定を締結し、同月30日には公有財産賃貸借契約の締結に至っております。

御質問の現在の進捗状況でございますが、KASAMAKINO株式会社において富田家住宅の詳細な改修設計の立案に取り組んでいる状況でございます。

次に、周辺のインフラ整備の進捗状況でございますが、主に道路の整備につきましてお答えしますと、富田家周辺の生活道路は狭い道路が多いため、地元区長より北側道路、富田家住宅を正面に見て右側の道路でございますが、この道路及びその道路と接続する東側の道路について、それぞれ拡幅要望書が提出されております。

この要望を受けまして、市では道路整備事業を進めておりまして、北側の市道、北側の道路につきましては令和5年度から測量設計に着手し、令和7年度に延長160メートルの道路拡幅整備を完了しております。また、この道路と接続する東側の道路につきましても昨年度から測量設計に着手し、現在延長約220メートルの拡幅整備に向け、事業を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ありがとうございます。先ほどお話をさせていただいた形で、インフラ整備道路のほうは青い線のところが終了しているということで御説明いただいた形で間違いないですかね。そして、ピンクのところがこれからということで、ここ観光地として活性化させてほしいなという思いがありまして、ちょっとまだこれからオープンになるかと思うのですけれども、皆さんで協力して情報を公開していきたいなと思って、今回一般質問のお話として上げさせていただきました。

では改めまして、こちらオープンの予定というのはいつになっておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 事業開始予定でございますが、先ほど議員が申された、地元説明会の中におきましては、令和9年3月までの開業という計画が示されておりました。しかしながら、最近のナフサの関係などによりまして、事業者において現在、開業期間を含めて検討している状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君

○2番（長谷川愛子君） 大郷戸地区にある富田家住宅から近隣地区はじめ、市内全体へ関係人口の流動が期待をされると考えております。また、さきにお示しをしました、笠間市街地活性化創業支援補助金もこちらで、もしこの周りで何か起業したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひこういったものも取組の中にその補助金がこちらで使えて地域の活性化に役立てばいいなと思いまして、先ほどの小項目の幾つかを挙げさせていただいた次第でございます。

また一方、国登録有形文化財として登録の富田家住宅ですので、今後も何度もお伝えをさせていただいておりますが、来訪者と市民双方にとって好循環の観光に向け、課をまたいで皆さんで連携をしていただきたいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で大項目2を終了とさせていただきます。

それでは続きまして、大項目3、教育現場における空調設備の整備状況について、お伺いをさせていただきたいと思います。

近年の猛暑により、児童生徒やそして施設利用者の安全確保、学習環境の向上が重要な課題となっていると考えております。そこで、教育施設における空調設備、整備状況について、改めてお伺いをさせていただきます。

小項目①、市内公立学校における空調設備の整備状況及び今後の整備方針についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公立学校の空調設備につきましてお答えさせていただきます。

まず、整備状況でございますが、教室のエアコンにつきましては、平成29年から計画的に整備を進めまして、令和2年度には全ての普通教室と特別教室への設置を完了しております。また、学校体育館につきましては、昨年度に友部中と岩間中への設置が完了し、今年度は稲田中、友部二中への設置に向けた実施設計を行っているところです。

次に、整備方針ですが、学校体育館は授業や部活動、学校行事などで利用されるほか、一部の学校は拠点避難所に指定され、災害発生時には地域住民の避難所としての役割を担う重要な施設でございます。今後もこのような観点を踏まえながら、体育館の老朽化や利用状況、国の補助制度などを総合的に勘案しながら、計画的かつ効率的な整備を進めてまいります。また、設置から10年以上経過する既存空調設備の適切な維持管理と更新にも努め、適正な教育環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） 避難所を中心に物事を考えていくということで、しっかりとお話をさせていただきました。

では続いて、小項目②、社会教育施設における空調整備の整備状況及び今後の整備方針についてお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 社会体育施設の空調に関してお答えいたします。

まず、整備状況でございますが、市内のスポーツ活動を主な目的とする社会体育施設は、笠間市民体育館、笠間市武道館、岩間武道館、岩間海洋センター体育館、友部公民館体育室の五つとなっております。

現在、笠間市武道館を除く4施設につきましては令和3年度に国の交付金を活用して移

動式エアコン、スポットクーラーを設置しており、そのうち拠点避難所に指定される笠間市民体育館につきましては今年度常設となる空調設備の設置工事を予定しているところです。この市民体育館に隣接する笠間市武道館につきましては、施設の老朽化に伴い大規模な電気工事や改修が必要なことから、スポットクーラーの導入を見送り、現在のところ大型扇風機2台設置しておりますが、こちらについてもさらなる増設をしてみたいと考えております。

次に、今後の整備方針でございますが、学校体育館と同様に、施設の利用状況や防災上の重要度、老朽化の度合いや構造などを総合的に勘案して進める必要があると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ちょっと今の答弁で確認したいところがございます、笠間市武道館につきましては増設のほうを考えていきたいということは、これから今100ボルトなので、クーラーのスポットクーラーが置けないとか、そういった問題点があるかと思うのですけれども、そこを踏み込んで増設していくという答弁だったのでしょか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 残念ながらスポットクーラーではございませんで、大型扇風機の増設を考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○2番（長谷川愛子君） ありがとうございます。それで納得でございます。

そこが5か所、全体的に5か所のところは全部スポットクーラーがあつたりとか、あとクーラーがあつたりとかということでできているのですけれども、笠間市武道館のところだけ現在取り残しという状態が続いているなど、ここ何年も感じております。

また、今年におきましては、トイレのほう和式から洋式のほうに変えていただいたり、市のほうで皆様に大変御協力をいただいているところではありますが、しかし笠間市武道館は扇風機を置いている状態だけではやはり暑い状態が続いてしまって、暑い空気が流れてしまって、子どもたちが利用するときにかえって気持ち悪くなってしまうとか、そういうトラブルの懸念もあるかなと思っております。

しかし、かといって一気に工事ができないというのも、もちろん当たり前の話だと思っておりますので、せめて今できることとしたら、扇風機は置いてくださった。そして、今年の暑さが予想される期間、一時期間でも大丈夫ですので、隣接の施設の利用をぜひ利用者側から、こちら所有者側から、利用者の市民の皆様の団体というのはある程度決まってきたと思いますので、そこからお声かけをして、それで何とか皆さんお互い、若いお母さんとかお父さんとかお子さんたちというのは今の市が抱えている現状はやはり理解していないので、ここだけやっていただけてないと思ってしまうんですよ。決してそんなことはなく、笠間市の執行部の皆様はそういったよくいく方向には物事持っていると

思っておりますので、せめて今できる優しい寄り添い型という、この期間だけでもという形で団体にお声がけをいただくような形を、今回この場所をお願いをさせていただきたいと思います。

職員も何度も何度も御相談で、いろいろな問題点は私のほうも重々承知しておりますので、今後も若い層にも政治の内容が届くような形で行政運営を進めていただきたいと思います。

以上で簡単ではございますが、私の一般質問を終了とさせていただきたいと思います。御協力いただきまして、ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 2番長谷川愛子君の一般質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番田村幸子君の発言を許可いたします。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 公明党の田村幸子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

今回は、大項目1、こども家庭庁が目指す今後のライフプラン形成となる「プレコンセプションケア推進5か年計画」についてと、大項目2、投票しやすい環境整備と未来の主権者を育てる役割についてを質問させていただきます。

初めに、大項目1、こども家庭庁が目指す今後のライフプラン形成となる「プレコンセプションケア推進5か年計画」についてですが、こども家庭庁では令和5年3月に発表されましたプレコンセプションケア推進5か年計画の中で、プレコンセプションサポーターの養成を重点施策として位置づけ、2030年までに医療機関のみならず自治体、企業、教育機関が連携し、希望する方も含めて5万人以上のサポーター養成を目標としました。

当初のプレコンセプションケアは、健康な妊娠・出産を目指す妊娠前のケアという概念でありましたが、現在はそれだけではなく身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組となり、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン、将来設計や将来の健康を考えた健康管理を行う」概念に変わりました。また、少子化対策や健康寿命の延伸の観点からも、健康に生きるためのヘルスケアとの捉え方となり、近年、若い女性に多い鉄分不足による体調不良や低体重、食事、運動、睡眠、飲酒、喫煙等の生活習慣と健康管理に関する正しい知識、さらには将来の疾病予防にもつながる重要な取組としております。

本市では既に市立病院内に全国初のプレコンセプションケア外来が初設置されており、

先進的な取組をしてこられております。しかしながら、プレコンセプションケアは妊娠を希望する方々のためのものというイメージが強いためなのか、対象者が限定され、市民の認知度もまだ高いとは言えません。

今後は、国が示すプレコンサポーターの養成をしていくことで、本市の将来を担う方々の健康づくりにつなげていけるのか、またそのことをどのように捉え、推進されていくのかについて伺ってまいります。

それでは、小項目①、笠間市立病院のプレコンセプションケア……。

議長、ここで訂正をお願いいたします。「診療科」から「専門外来」へ訂正をさせていただきます。

この外来の利用状況と利用者数、相談から見える成果や課題について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 9番田村議員の御質問にお答えいたします。

笠間市立病院では、毎週水曜日に予約制でプレコンセプションケア外来を実施しております。令和元年度の開始以来19名の方に御利用いただいております、利用者からは「参加してよかった」「自分でもケアを実施してみようと思う」などの感想をいただいております。

また、笠間市独自に、プレコンセプションケアを受診した方に対して検診に要した費用の8割の、女性は1万6,000円、男性は1万2,000円を上限に、補助を行っております。これまで市立病院で受診した方19名、市立病院以外で受診した方32名、合計51名の方に補助を行っており、利用者からは基礎体温をつけ始めた、妊娠に必要なサプリを取り始めた、食生活を見直そうと思うなどの声をいただいております。

引き続き、より多くの方に御利用いただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。令和元年度から開設をされ、市立病院では19名の方が診療を受けられ、また市立病院以外では32名の方が、合計51名の方が診療されていらっしゃるということで、やはり女性には1万6,000円、男性には1万2,000円上限の補助金も毎年予算が計上されておりました、非常に有効的な取組と捉えております。

また、担当の先生も、そういった今のいろいろな発表の場もあるそうで、そこで発表も行われているというような記事も見たことがございまして、本当に先進的な取組をいただいていると思います。ありがとうございます。

それでは再質として、今まで受診された方々の中からは、妊娠や出産につながった方は多くいらっしゃるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 令和7年度までに51名の方が受診しております、その中

で18名の方が妊娠・出産をされております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 今、51名中の18名の方が妊娠から出産に至っているということで、様々この51名の方々には診療を受ける中で、今、国が進めております妊娠出産だけを目指す方のためだけではなく、この健康に対して男女問わずそれぞれのいろいろな課題があると思いますけれども、こういったこのプレコンセプションケアの診療に関しては、国としては特に若い世代へ、この2030年に向けて80%以上の目標を掲げてこのプレコンの認知度についても進めていこうということにもなっているのですが、実際この……、すみません、これは小項目②になりますね。失礼いたしました。

最初は多くの中から妊娠をされた方がいらっしゃると思いますが、まだまだ認知度に対してはまだまだ高まってないということで、小項目②のほうに移らせていただきます。

小項目②に移ります。国は、プレコンセプションケアに関する知識の認知度を、特にこの若い世代2030年までに80%以上となる目標を掲げておりますが、現在のこのプレコンセプションケアの認知度については、どのような状況になっていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 笠間市では、全国で初めてプレコンセプションケアを受診した方への費用の助成を開始しました。

また、正しい知識の普及のため、市のホームページへの掲載や保健師が学校に出向いて思春期教育の講話を実施したり、二十歳の集いで県のパンフレットと市のリーフレットの配布を行ったり、また婚姻届出時にもパンフレットの配布等を行い、広く周知を図っておりますが、認知度はまだ高くないと感じております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

こういった現在の状況から見まして、笠間市としては現在のこの啓発活動の、どのような啓発活動をされているのか。特に若い世代にはこの周知活動にSNS活用が有効と思われますが、どのようなこの周知活動が有効なのか、今後の啓発活動について伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） プレコンサポーターの養成や、プレコンセプションケア検診について、若者に向けてSNSを活用した普及啓発も実施、これからどんどん実施していきたいと考えております。また、市のホームページのほうにも掲載しており、周知は行っております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

それでは、ただいまいろいろな啓発活動も行っていると思うのですけれども、

実際この対象者の皆様に当たっては、笠間市としていろいろな相談とかも窓口があると思いますが、どのような関わりなどもしていただいているのかというところを、具体的に伺わせていただけたらと思います。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　市立病院でプレコンセプションケアを受診した方に対しては、受診後に市立病院の医師、あとはこども政策課の保健師、管理栄養士のカウンセリングがありますので、その際に指導を行ったり、また必要に応じては医療機関への受診を促しております。県内の産婦人科でも、同じようにカウンセリングを行い、フォローを行ってくださっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　田村幸子君。

○9番（田村幸子君）　ありがとうございます。では、小項目②を終わります。

続きまして、小項目③に移ります。国が目指す「プレコンセプションケア推進5か年計画」を見据えた、今までの、妊娠や出産を希望する方のみならず、性差を踏まえたライフコース、あるいはライフステージ、ライフデザイン等、それぞれの可能な支援や男女共の生活習慣等、生涯を通した健康づくりにつながる取組について、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　市立病院でプレコンセプションケアを受診した方には健診の結果を踏まえて日々の生活や健康について医師から指導を行い、その後こども政策課の保健師と管理栄養士によるカウンセリングでライフプラン、また食事や運動を行うことや、健診や予防接種などについて一緒に考えさせていただいております。また、県内産婦人科でのプレコンセプションケアの際も、カウンセリングを実施しております。

そのほか、中高生を対象とする思春期教育を実施する際には、ライフデザインを意識した内容として出産や子育てに関するものをこれまで実施しておりましたが、今後は将来の健康づくりまで広げたもので、情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君）　田村幸子君。

○9番（田村幸子君）　ありがとうございます。それぞれの取組を細かくやっていただいていると思います。

では、こども家庭庁においては、スマート保健相談室や妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針、普及啓発リーフレットの作成、配布を、成育医療等の提供するデータ分析・支援等推進事業により正しい知識の普及を図るとしておりますが、この啓発リーフレットは届いているのでしょうか。届いているとしたら、どのように利用されているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　スマート保健相談室は現在「はじめようプレコンセプションケア」と名称を変更されておりますが、笠間市ではホームページ、「かさまぼけっと」

というホームページに周知をさせていただいております。

食生活指針に関する取組については、妊産婦への栄養と食事の相談として個別相談を行っておりまして、母子健康手帳交付時に実施の周知を行っております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

「はじめようプレコンセプションケア」は漫画のような形で、動画ではないのですが、SNSを開くと漫画のような形になっていて、分かりやすくプレコンについて学べるようになっているかと認識しておりますが、それでよろしいのですかね。本当に若い方々に周知しやすい形で取り組んでいただいていることが、分かりました。

また、20代からこの罹患率が上昇しておりまして、国の取組の中にもプレコンの中に入っておりますが、この子宮頸がん予防のためのワクチンの正しい知識、情報、また予防のための周知は進んでいるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 9番田村議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんの接種勧奨についてということでございますが、HPVワクチンの接種は、子宮頸がんのリスクを低減し、将来の妊娠や出産に向けた予防的なケアとして非常に重要であると認識しております。

HPVワクチンの接種勧奨につきましては、定期予防接種の対象者であります小学校6年生から高校1年生相当の女子に対し個別通知や学校のアプリによる配信のほか、市ホームページやSNS等による周知を図っております。

本年4月には小学校6年生の女子に対しまして、接種に関するお知らせを通知いたしました。また、今月には高校1年生の未接種の女子に対しまして、接種勧奨のはがきを発送する予定となっております。

女性が将来安心して妊娠・出産できる体を守るために、今後もプレコンセプションの一環として、HPVワクチンに関する効果や安全性など接種を判断するために必要な情報提供、接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 丁寧な説明ありがとうございます。

私もこの前に2回ほどこのプレコンセプションケアについての一般質問を通して、子宮頸がん予防のためのワクチンのことも、ぜひこの中に入れていただけたらということをお願いをさせていただいておりました。

今回は、国の中の施策の中にもしっかりと入って推進をしていくことが大事だということを実感することができたことは、とてもうれしいことでありますし、また男性の接種も可能になりましたので、できればこういったことも踏まえて周知していただけたらと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、小項目③を終わります。

次に、小項目④に移ります。今までの取組様々聞いてまいりましたが、今後なのですけれども、学校や企業等との連携推進等、本市としての今後のプレコンセプションケア推進についてのお考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　思春期から成人期に至るまで全ての人がプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する性や健康に関する正しい知識について身につけることは大事なことであります。

特に若い世代が妊娠出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うことは重要であるため、市内の中学校や高等学校への情報提供、さらには企業における社員教育を活用するなど普及の場を広げ、本市でもさらにプレコンセプションケアの推進を図れるよう関係機関と連携していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君）　田村幸子君。

○９番（田村幸子君）　さらに、こちらのプレコンセプションケアの推進が進みますことを本当にお願ひしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、小項目④が終わりまして、小項目⑤に移ります。

地域全体で市民の健康を支える体制の構築のためにもなると思いますが、プレコンサポーターの養成ですが、国では2030年までに５万人以上の養成を目指していますが、本市のサポーターの養成への考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　プレコンセプションケアに関する知識の普及を、自治体だけでなく企業や教育関係者の様々な場から広げていくために、その担い手となるプレコンサポーターの育成は必要なことと認識しております。社会全体で知識の普及を図ることにより、今の健康、将来の健康、そして未来の家族の健康がよりよいものになり、そのことが仕事、出産や子育てなど、自身の可能性を広げることにつながると考えております。

また、プレコンサポーターの資格の取得に関しては、オンラインで受講でき、特に難しいこともなく、養成講座の基礎編については16歳以上であれば誰でも受講でき、受講後には終了テストを受けることにより、合格者には修了証が発行されます。笠間市としましても、ホームページでの周知、関係機関等への情報提供を行うことにより、積極的な普及を行ってまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君）　田村幸子君。

○９番（田村幸子君）　ありがとうございます。希望があれば、私でも受けられるということですので、調整をしていきたいと思ひます。

また、実際今、医療従事者の皆様を中心に、専門職の保健師であるとか、それから管理栄養士、また看護師であるとか、そういった資格を持っている方々にもさらに深めていた

だきながら、サポートができるような体制づくりも大切なのではないかなと思いますし、また教育現場では保健室の養護教諭の先生であるとか、そういった方にもぜひ受講の機会があれば、企業の方も含めてですけれども、受けて挑戦していただく方が増えていったらありがたいなと思っていますし、また何らかの形で地域貢献、またサポートができるのかなと、若い人たちの健康づくりに対するサポートもやっていけるのかなと思いますので、今この推進はぜひ進めていただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後になりますが、小項目⑤が終わりまして、小項目⑥に移ります。

市立病院の今までの実績を生かしながら、「妊娠準備支援」から「若者の健康支援」に発展するプレコンセプションケアの拠点機能と地域支援機能を組み合わせた「笠間モデル」への考えについて、お考えをお伺いいたします。

これは私が勝手に「笠間モデル」と言っているだけでございますが、こういった先進地だからこそ、やはりもっとさらに深めていただきながら、健康増進の市として進めていただけたらという思いでお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君）　プレコンセプションケアの普及に関わる人材としてプレコンサポーターの養成を推進するために、プレコンセプションケア受診後のカウンセリングを行っている保健師や管理栄養士などの専門職はもとより、職種に限定されず研修を修了すればプレコンサポーターになることができる方、市の職員、あとは企業の社員、また笠間市にマリッジサポーター、結婚の世話役として活動しているマリッジサポーターの方などもいらっしゃいますので、あとは県立の看護学校と連携して事業もやっておりますので、看護学校の生徒とかそういう若い方も含めて資格の取得促進を進め、全ての人がプレコンセプションケアについての知識を持って実践することができる社会を目指していきたいと思います。

プレコンセプションケアは妊娠・出産の準備だけではなく、将来の健康を考えて健康管理を行うという概念を市全体に普及させ、その拠点の一つとして、市立病院のプレコンセプションケア外来も利用していただければと考えております。

○議長（畑岡洋二君）　田村幸子君。

○9番（田村幸子君）　非常に希望のある答弁に、私も本当にうれしく思います。

というのは、やっぱり3月8日ですけれども国際女性デーの日に、岡山県岡山市が主催をした、実はプレコンセプションケアについての講演会に参加をさせていただきました。このプレコンセプションケアの第一人者でもある東大の教授の先生もいらっしゃいまして、講演を聞かせていただきましたが、本当にこの女性の体の仕組みというのは非常に波乗りのようで、本当になかなか外側からは理解がしにくい、それをやはり男女共に共有をしていただいて正しく理解をしていただき、社会や地域が支えていけば、この健康で、3世代にも渡って、例えば健康体でなければ、やはり健康な妊娠・出産にも可能性としては低く

なってしまいますので、いろいろな課題もまたそこで向き合わなければいけない状況もありますので、やはり皆さん若いうちから健康にはしっかり意識を持って取り組んでいただく中で、次の世代にも健康を引き継いでいけるような、そんな取組にプレコンセプションケアを通してなっていくのが、このサポーター養成の意義なのかなと思ったときに、女性が元気であることが国も元気にし、また世の中も元気にしていき、経済的な効果にも非常に大きな効果があるということも伺っておりますので、本当にそういった意味では先進地笠間市としてこれからもさらに先進的な取組をしていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして大項目1を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、大項目2、投票しやすい環境整備と未来の主権者を育てる役割についてをお伺いしたいと思います。

国においては、現在主権者教育を単なる選挙制度理解だけではなく、社会の課題を主体的に考え、他者と協働しながら地域社会へ参画する力の育成へと、大きく方向転換しております。しかし、現実には政治は遠く感じる、地域に関わる実感が持てないと感じる若い世代も少なくありません。

市民が地域づくりへ参加していくまちを育てていくには、現在社会全体で孤立や分断、無関心が課題となる中で、主権者教育を通して単に投票を促すだけでなく、地域の中で人とつながり、自ら考え、共に地域をつくっていく力を育むことでもあると感じております。だからこそ、行政による参加しやすい投票への環境づくりと、教育による地域社会の担い手育成の両輪が重要と考え、次の質問に移らせていただきます。

小項目①、投票率の推移と課題について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 9番田村議員の御質問にお答えいたします。

投票率の推移と課題についての御質問でございますけれども、まず投票率の推移につきましては、国政選挙である衆議院議員総選挙と市の選挙を例に御説明申し上げます。

衆議院議員総選挙における全国平均で見ますと、平成以降では、平成2年の73.31%が一番高く、平成26年の52.66%が最低の投票率となっております。直近の令和8年の2月の投票率につきましては56.26%となっております。

市の選挙で見てもみますと、合併後のデータになりますが、市長選挙では、平成18年の投票率が70.85%、平成26年の投票率が41.18%、直近の令和8年4月の投票率は50.25%となっております。

また、市議会議員の一般選挙におきましては、平成18年の投票率が66.77%が一番高く、前回の令和4年の投票率につきましては45.70%が一番低い状況となっております。

次に、投票率の推移から見た課題でございますけれども、選挙は市民の意思を市政に反映するという民主主義の根幹であるという点から、近年の投票率の低下が大きな課題と認

識しております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 投票率の低下は本当に今どこの自治体でも問題になっていると思いますが、それよりも成り手不足も問題となっておりまして、特に町村に関しましては約50%を切ってしまう可能性があるという、要するに無投票当選が多くなるのではないかと、いう今懸念をされているところです。

現在、市長選と市議会選挙の立候補の条件というのはずっと変わってないと思うのですが、これは何か、改めてちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 立候補者の要件との御質問でございますが、身近な選挙でございます市長選挙と市議会議員での選挙での御説明をさせていただきます。

まず、市長に立候補するためには、日本国民で満25歳以上であることが要件となっております。市議会議員選挙に立候補するためには、先ほどの満25歳以上とともに、引き続き3か月以上の笠間市に住所があることが要件となっているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 非常に広い範囲で、どなたでも、ほとんどの方がこの立候補できるということですが、それでもこの成り手不足の問題とか、投票率の低下も含めて、政治へのやはり思いといいますか、非常に身近に感じられないという、そういった課題が大きいのかなと思っております。

それでは、小項目①終わりますして、小項目②に移ります。

投票しやすい環境整備について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 投票しやすい環境整備についての御質問でございますが、市では仕事や家庭の事情などにより当日の投票が難しい方のために、期日前投票所を3か所設置しております。いずれの投票所でも投票ができるようになっております。

投票日当日の投票所におきましては、合併時から比較しますと、笠間保健センターの解体に伴いまして1か所減少しておりますが、市内で全体で51か所を設置しております。有権者が身近な場所で投票できる体制を維持してきているところでございます。

また、投票所のバリアフリー化にも配慮しまして、入り口が階段状で歩きづらい投票所につきましてはスロープの設置、そのほか全投票所に点字機を配備しまして、必要な投票所にはまた車椅子を配置するなど、高齢者や障害のある方を含めて誰もが安心して投票できるような環境整備を進めているところでございます。あわせて、投票所に行くことができない方のために、郵便投票所など不在者投票制度、遠隔地や病院、福祉施設などでの投票方法など様々な選挙制度に関しまして、広報かさまやホームページなどで周知を行い、投票しやすい環境整備を図ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） あらゆる角度から対応していただいていることが、よく分かりました。

しかし、今回のこの市長選挙の中で多くの声をいただいたのは、入場券の文字がとても小さくなってしまいまして、小さくなって見づらいという、このようなこのお声をいただいております。何かこの意見に対して御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 投票所の入場券につきましては、今年2月執行の第51回の衆議院議員総選挙から、様式を変更しているところでございます。変更の内容は、従来の封筒サイズから、はがきサイズに変更したものでございます。

変更の理由といたしましては、地方公共団体の機関の業務のシステムの標準化に伴いまして、総務省の方針に基づきまして、選挙人名簿管理システムの帳票様式などを全国統一様式へ対応したものでございます。

投票所の入場券の裏面に印刷しております期日前投票宣言書兼請求書につきましては、法令の規定により、期日前投票を行う際には記載が必要なものでございます。

先ほど見づらいというようなお話がございましたけれども、はがきという限られた紙面の中に宣言書の記載欄の説明文、そういったものが納める必要があることから、文字が小さくなってということでの実際に見づらいという御意見もいただいているところでございます。

このため、期日前投票所の受付窓口にはA4サイズの宣言書を備えまして、また市のホームページからもダウンロードできるようにしてございまして、こちらを使用していただくことも可能でございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 期日前投票所に行けば、そのような宣言書が用意されているので、そこで書いていただくということは理解できるのですが、届いたときに、やはり高齢の方は特に文字が小さいのでちょっと見づらいという御意見がございましたので、何かの機会に御意見を言っていただける場がありましたら、届けていただけたらと思います。

それでは、小項目②を終わりをしまして、小項目③に移ります。

平成27年に選挙権制度が、選挙権の年齢が18歳に引き下げられました。この制度改正によって、新有権者への特に働きかけと啓発活動については、どのように行われているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 有権者への働きかけと、啓発活動についてとの御質問でございます。

市内の児童生徒には小学6年生と中学3年生を対象に冊子を配布いたしまして、選挙制度の学習の補助教材として活用いただいているところでございます。

また、今年12月には笠間市市議会議員の選挙が予定されていることから、新たに有権者となる方、特にその中でも、高校に通う生徒に向けた啓発を行っていきたいと考えております。具体的には、市内の高等学校の生徒に対しまして、選挙の期日や投票の仕方をSNSなどを通じてお知らせする啓発活動でしたり、校内に期日前投票所を設置しまして実際に投票を行うなどの取組を、今回の選挙でも検討してまいりたいと考えております。また、高校生は保護者と一緒に投票に来ることが多いですので、保護者との投票の呼びかけなども検討してまいりたいと考えております。

あわせて、有権者のみならず若い方に向けた選挙の啓発活動として、高校生の団体でございます笠間市リーダースクラブと共に市内ショッピングセンターなどでの選挙の啓発活動を行うことや、また二十歳の集いで選挙啓発パンフレットを配布するなど、若い方に選挙を身近に感じてもらえますよう、啓発を継続してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。いろいろな取組をしていただいていることが分かりました。

また、こういった様子をもし動画とか、いろいろな課題はあると思いますが、いろいろな動画にして若い人たちが本当に取組をしているというような様子を上げていただくことができれば、またこの若い同じ世代の人たちへの何か思いに何かつながっていくのかなと思いますので、そういうことが可能であれば、今後検討やまたいろいろと研究していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、小項目③を終わしまして、小項目④に移ります。

出前授業など学校での、特に小学校、中学校になると思いますが、取組について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 出前授業など学校での取組についてとの御質問でございます。

希望する学校には「明るい選挙推進のために」という題材で選挙の重要性や選挙の制度、投票用紙の書き方などを説明した後、模擬選挙を実施し、実際に選挙についての学ぶための出前講座を実施しているところでございます。また、出前講座のほかにも、例えば学校に投票箱や記載台を貸し出しまして、教員が選挙に関する授業を行った後に模擬選挙を行うなどの取組も行っているところでございます。

このような取組を通じまして、児童生徒が早い段階から選挙の理解を深めることで、将来の有権者として政治の参加意識が高まることにつながることを考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。学校でのそういった模擬投票であるとか、実際に使われているものを本当に、本物を使っていただいて授業をしていただくということは、子どもたちにとっても大きな刺激になると思いますし、政治が身近なものに少しつながっていくのかなと思います。

それでは、小項目④を終わりました、小項目⑤に移ります。

今後必要な取組について、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 今後必要な取組についての御質問でございます。

特に投票率が低いとされております若年層や子育て世代に焦点を当て、ふるさとまつりなどのイベントやSNSを活用しました情報発信など、世代に合った啓発を実施してまいりたいと考えております。

次に、より多く市民の皆様に投票の機会を届けられるよう、期日前投票の周知や投票所に来られない方のための不在者投票など、様々な投票方法の周知を継続してまいりたいと思っております。

また、先ほど答弁させていただきましたけれども、今後有権者となる市内の児童生徒には、小学6年生を対象に選挙の仕組み、中学3年生を対象に民主主義の仕組みを学ぶための冊子を配布しまして選挙制度の学習の補助教材として活用していただくことや、親子で一緒に投票所にお越しいただくことなどにより、選挙の関心を高める取組を進めてまいりたいと思います。

このような取組を継続、拡充しながら、今後も市民の皆様が投票しやすい環境を整えまして投票率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。やはり、この子どもの頃に親が投票所に行く姿と一緒にその投票所に行きながら見ていくということは、非常に将来投票に行く確率が上がるようで、本当に何もなかったお子さんから比べると20ポイントぐらいやはり上がっているというデータもあるようですので、やはり親子で行く、また子どものうちから投票所に、環境になれるといいですか、そういった行動も大切かと思いましたので、今後もそのような取組をしていただければと思っております。

また、一番ハードルが高いといいますか、予算がかかると思いますので、非常に課題は多いと思いますが、今後せっかくマイナンバーカードも取得している方が多くなつてまいりましたので、電子投票の取組などについてはどのようにお考えなのか。これにつきましては無効投票率も下がると思いますから、お一人お一人の民意が大きく反映する結果につながっていくのかなと思ったときに、この電子投票についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 電子投票制度の導入につきましては、メリット、デメリットを整理した上で、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

まず、電子投票のメリットといたしましては、開票時間の短縮であったり、票の誤りの削減、投票の利便性向上が挙げられております。

一方、デメリット、課題といたしましては、セキュリティーリスクや初期投資のコストの高さが、またシステムの信頼性の確保を、また利用方法の周知の必要性などが挙げられております。

市といたしましては、先進事例の調査研究、そして県の選挙管理委員会とか、他の市町村の情報交換などをしまして、今後とも研究してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ぜひ、市職員の皆様の開票の手間も随分縮小できると思いますので、いろいろ課題は多いと思いますが、なるべく予算がかからない方向でもし取り組めるのであれば、御検討をしていただけたらと思います。

それでは、もう一つ、お願いなのですが、デマンドタクシーなどを使われて投票、期日前投票に行かれる方もいらっしゃるかと思いますが、免許返納をされて車がなくなってしまって、御自分1人で住んでいらっしゃる方とか、また子育て中の方が、やはり交通手段がないと、なかなか人の手を借りないと投票所に行けないような方々へのサービスの提供などは何か、今後必要なのか考えていらっしゃるのかをお伺いできたらと思います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 交通弱者の対応ということでございます。

先ほど議員のほうからもおっしゃいました、まずはデマンドタクシーなどを御使用いただくとか、また福祉サービスの利用などもございます。例えば、デマンドタクシーのほうにつきましては、片道400円で利用することができます。で、社会福祉協議会のほうで実施しております在宅福祉サービスも利用することができまして、こちらは事前に会員登録が必要になってきます。1時間当たり700円の利用券と移送サービス、あとガソリン代としまして片道200円の利用が必要となってきます。

ただ、先ほどのデマンドタクシーとこちらの在宅福祉サービスは、土日が定休日となっておりますので、期日前投票で投票していただければというようなお願いもしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。デマンドタクシーに関しましては、片道400円、そして在宅福祉サービスも利用できるということで安心をいたしましたが、やはり1時間700円かかってしまう、また交通費も200円プラスされると900円ということですので負担にもなるかと思いますが、こういったところもし何かサービスができれば、今後検討研究していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、小項目⑤を終わりました、小項目⑥に移ります。

主権者を育てる学校での学びの意義について、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 9番田村議員の御質問にお答えをします。

主権者を育てる学校での学びの意義についてでございますが、私は学校の教室という中は全て一般社会で起こり得る事象が詰まっているところであって、子どもたちがその中で話し合いを通じて合意形成に基づいて学級づくりをしていくという、これがもともとの私は主権者教育のスタートであると思っています。

また、学校教育においては、一人一人の子どもが自分は社会の一員であって、そして自分の声には意味があるという意識を持てるようになること、これが大変重要な部分であると思っています。学級の中で意見を述べて、仲間の意見を聞き、時に譲りながら、時に主張してと、そういう活動を通して、将来笠間市を支える主権者育成になるものと考えていますので、そういう子どもたちを育ててまいりたいと思います。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 国や社会の問題を、また学校内での問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し行動していく主権者を育てる意義は大きいと改めて感じます。

それでは、小項目⑥を終わりました、小項目⑦に移ります。

具体的な学びはどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 学校における具体的な学習でございますけれども、小中学校におきましては学習指導要領に基づきまして、体系的に主権者教育に関わる学びを進めているところでございます。

まず、小学校においては社会科において、国民主権、それから民主政治の基本的な仕組みについて学習をいたします。特に、高学年におきましては、政治の働きや国民生活との関わりについて学んで、地方自治への関心を育んでいるところでございます。

また、中学校においては公民的分野において、民主政治と政治参加、選挙の意義について、より深く学習をしているところです。3年生の社会科では、模擬選挙的な活動を取り入れる学校もございます。先ほど総務部長から答弁がありましてとおり、出前授業を取り入れている学校でございます。

それに加えまして、総合的な学習の時間においては、地域課題を考える活動を通じて、主体的に社会に関わる力を育成しているところです。例えば、笠間焼や栗産業といった地域産業の課題であったり、防災、環境問題など、子どもたちが地域の大人と対話しながら学ぶ機会を設けております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。いろいろな年代によって学ぶ内容も違ってくるとは思いますけれども、深い学びをしているんだと改めて思いました。ありがとうございます。

それでは、小項目⑦を終わりました、小項目⑧に移ります。

今まで、議会傍聴を様々な学校の生徒会の皆様、またそれぞれ学校の皆様が代表で来てくださりまして、傍聴をしていただきました。その議会傍聴の意義と効果について、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議会傍聴ということで、議員おっしゃるとおり、本市においては令和5年度から市内の中学校、それから高等学校、特別支援学校に対して、議会見学、議会傍聴の機会を設けてまいりました。

議会傍聴は、生徒が実際の現場を体験できる貴重な機会となっております。教科書で学ぶ議会と、目の前で議論が行われている、いわゆる自分たちの課題が行われているということが、生きた議会を結びつける効果は大変大きいと思っております。特に、政治への関心が高まったということ、それから地域課題への当事者意識が醸成されたということ、そして将来の投票行動への前向きな動機づけができたという、そういうふうな三つの行動があらわれたということは大変意義があるものだと思っています。

今後も機会があれば、ぜひこれを発展させていって、議会傍聴の機会を取り入れてまいりたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。議会での質問のやり取りは録画もされておりますので、録画の活用などもできるのかなとは思いますが、実際やはり議場にお越しいただきまして、この空気感であるとか、また本当に実際自分たちの身近なことの議論をしているんだということを目の当たりにしていただくことは、大きな刺激にもなっていると思いますし、将来のためにもなっているのかなと思っておりますので、継続していただけるということで安心をしました。

また、今まで、何人ぐらい何回行ってこられて、何人ぐらい参加をされたのかが分かれば、教えていただけたらと思います。

○議長（畑岡洋二君） 分かりますか。

教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 正確な数字まではちょっと把握していませんけれども、令和5年、令和6年というこの2年間において行われてきたということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） それでは、参加された方の感想などの主なものがあつたら、御紹介とかはしていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、政治への関心が高まったというのが一番大きなものでございます。その次に、将来への投票行動への動機づけになったということも挙げられております。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

それでは、小項目⑧を終わりにして、小項目⑨に移ります。

A I や S N S の発達による影響や今後の課題と取組についてございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） A I や S N S の発達によって子どもたちが瞬時にいろいろなニュースに触れるということは、もう議員も御承知のとおりだと思いますけれども、その中に含まれているフェイクニュースについて、それを信じて拡散する児童生徒もおります。ですから、そういう面で考えていくと、もうこのメディアリテラシーの事業については本来学校の教育の範疇ではないのですけれども、これに重点を置いてやっていけない限りは、やはり子どもたちの発達段階に応じた、何というか、心の教育がうまくいかないということがあると思います。

また、テレビではもう1億総コメンテーターがいるような感じで、いろいろな議論がされている状況を、子どもたちは目の当たりにしています。ただ、それによって、自分たちは意見を出すことができるんだということも通常学級活動の中でも出ているという利点もありますので、保護者を通じてメディアリテラシーであつたりとかそういうことの教育を進めながら、よりよいA I とそれからS N S の使い方、そういうものに共存していけるようにしていきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 別の質問でも村上議員が質問されておりましたけれども、本当にこの時代の流れの中でのフェイクニュースであつたりとか、メディアリテラシーだつたりとか、A I の使い方は本当に慎重にしていかないと、今後また大きな問題を生んでしまう可能性もあるので、またこういった主権者教育からも、視点からも、ぜひ進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、小項目⑨を終わりにして、小項目⑩に移ります。

主権者教育とは、単に選挙制度を学ぶことだけではなく、子どもたちが、地域社会の一員として、自ら考え、対話し、未来をつくっていく力を育むことではないかと思われまふ。今後どのような子どもたちに育ってってもらいたいのか、教育長のお考えをお伺いしたい

と思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 小中学生の子どもたちに政治への関心があるかと尋ねると、政治への関心はないというふうに答える生徒のほうが多いと思っています。ですから、そういうことを考えていくと、子どもたちにまず自分の身の回りの不都合であったり、それから直していききたいことであったりという関心を持つということからスタートしなければならないと思っています。

そこで、笠間市としては「拡大生徒会役員会」というものを近年開きまして、中学校の生徒会の役員、それから高校、特別支援学校の生徒会の役員を集めて、笠間市の地域課題を見つけようという会合を一度やりました。

そのときに、「挨拶が笠間市はできないので、挨拶をみんなで盛り上げていこう」という話合いがなされました。そのもう一つに、「地域の人々との交流が足りな過ぎる」という話が出たんですね。その中で、それを受けて、教育委員会としては、大手広告代理店のOBの方々のお力をかりて「クリスポ」という取組をすることにしました。そのクリスポという取組は、子どもたちが自分たちで笠間独自の遊びを考え出して、11月に大運動会をやるという取組です。

そういう取組を通じながら、子どもたちが自分たちの夢は実現して、そしてより良い笠間市をつくれるという、そういう学校教育以外の社会教育の場での子どもたちの育成によって、自我意識を目覚めさせたり、それから成就感を育成したりということで、主権者意識を努めていくというか、それをどんどん広げていくという活動に持っていきたいなと、そういうふうに思っています。

○議長（畑岡洋二君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 拡大生徒会、ありがとうございます。私も、今年の中学校の卒業式で、卒業生の代表の方が御挨拶をされていました。生徒会長だと思います。1年生のときから選挙に立候補されていまして、もう本当に1年生のときは当選がかなわなかったけれども、2年生になって再度挑戦をされて、その熱き思いとすごい決意を聞かせていただきまして、本当に感心をしていたところでございます。本当に、子どもたちから学ぶことは、たくさんあると思います。

もう、本当にそのような主権者教育を通して、教育長が今おっしゃったような、未来に向かって、子どもたちがたくましく、また本当にすばらしい人材に育っていくことを、本当にまたさらにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 9番田村幸子君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係委員の方は委員会室に御参集願います。

御苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄